

平成22年第3回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成22年9月15日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 3時57分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長	川越一男君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 尾崎学君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 石川誠君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会会長 山本良文君

監査委員 三原紘隆君

監査委員局長 岡強志君

事務局出席者

議事事務局局長 藤田功君

議事事務局局長 小ヶ島清一君

議事事務局査査局長 東川晃宏君

議事事務局主任主事 御代田知香君

議事事務局主任主事 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

17番 菅原清一郎議員。

17番(菅原清一郎君)(登壇) 2010年第3回定例会に当たり、通告に従いまして順次一般質問をさせていただきます。

最初に、本市の中での最大の懸案事項でもある市立病院の医師、看護師に医療従事者の確保とその見通しと人員確保のための対策についての質問であります。

市立病院のスタッフの総数は、9月1日現在192名でありまして、その内容は常勤医師が16名、看護師が123名、事務局が15人、そしてコメディカルスタッフが38人の体制で土別市立病院が運営されております。そこで、本市市立病院の現行の診療科の最低限の運営をしていくためのスタッフの適正な人員は何人が必要なのでしょうか。そして、医師の新規補充確保の見込みと、今後の医師派遣状況についてお知らせください。また、コメディカルスタッフの充足についてもこの機会にお知らせください。

各地方の公立の病院は、特に医師の派遣についてはそれぞれが御苦労なさっていることではありますが、将来的にいつになったら、医師、看護師を含めての医療スタッフの問題解決がされるのでしょうか。

次に、看護師確保のために貸付金制度を独自に設定して、近い将来の看護師確保のための施策を実施しているところではありますが、更に確実な人員確保するためにも、現行貸付額の月額7万円を増額することができないのでしょうか。過去には、5万円の奨学金制度で募集したところ大勢の利用者が殺到して、採用時にすべてを看護師としての正規採用ができずに、一部臨時雇用という初期の雇用約束が達成できなかったということがあったと聞いております。現在は15人の方に貸付制度が利用されているようではありますが、いま一度金額の見直しをして、一人でも多くの利用者を確保することによって、将来の看護師が担保できるのではないのでしょうか。御所見をお聞かせください。

次には、市立病院の今年の4月から7月までの収支状況と年度末の収支予測をお聞かせください。

昨年度の年度末収支不足は約1億7,000万円でありましたが、御承知のように、赤字額を一

般会計からの繰り入れで収支の均衡を図って、バランスシート上、経営が保たれているのであります。経営健全化計画によって、病院関係者は鋭意努力されているところではありますが、なかなか状況は厳しいようであります。今日の収支の状況からして、どれくらいの収支不足になっているのか、そして平成22年度末には、やはり昨年度末のような赤字額になってしまうのか、現状からの予測と、今後でき得る対策をお聞かせください。また、その対策によっての経営計画は好転する見込みはどの程度の確率でしょうか、この機会にお聞かせいただきたいと思うものであります。

次の質問は、本年度の小学生の新1年生入学者数は116人であったと聞いております。土別市の将来を担う新1年生であります。この子供たちは、産科のない土別市以外で出生された、いわば出生地は違うまちの子供たちであります。

先日、私にも孫が授かり大変喜んでおります。出産に際しては、朝日から救急車で搬送され、途中土別からの救急救命士同乗の救急車に乗せかえされ、産科のある名寄市立総合病院に無事搬送され、その連携状況を初体験させていただきました。安心・安全に搬送していただいた消防職員に感謝申し上げます。

そこで、出産は妊婦にしたら大変な不安との闘いであり、新しい生命の誕生は一大事であります。本市では、婦人科があるものの産科分娩休止は平成16年11月1日でありますので、現在、出産はできない状況にあります。市立病院での出産が今後も不可能ならば、個人病院の誘致はできないものなのでしょうか。全国的にも、産婦人科医師の不足によって、診療科目の休止や廃止が進行しているようですが、土別市の未来を語るときに、子供の誕生は何よりも最優先課題であることから、厳しいことは承知していますが、何とかして産科医院の設置が望まれるのですが、新しい考え方はできないものなのでしょうか。このことはやはり小児科がないのも同じでありますので、あわせて御答弁いただきたいと思っております。更には、個人病院の設置に関してはどのような支援策がとれるのでしょうか。これまでには、どんな財政的支援がされてきたのでしょうか、その内容もお聞かせください。

安全に安心して暮らせる社会にするために、そして土別市の将来の存亡のために、子供の誕生が第一であり、そのためには産科医院と小児科医院の設置は子育て日本一のまちをマニフェストに掲げていることから、厳しい医療環境下ではありますが、あきらめないで設置していくための最大限の努力をしてほしいことから、市長の建設的なお答えをお聞かせいただきたいと思うのであります。

次の質問は、農業振興策と耕作放棄地についてであります。

最初に、農業振興策の中から、来年度の事業費の確保が心配されている上土別地区の国営農地再編整備事業が着工されたものの、来年度の予算締め切りのこの時期になっても、概要が判明していないことで、受益者初め市当局の不安感は一層に増しているのであります。国営事業でありますから、発注者は旭川開発建設部ですが、どうも奥歯に物が挟まったように担当者に聞いても異口同音にわからない、未定だを繰り返しているのであります。

この事業は、事業費の総額155億円で全体計画が825ヘクタール、受益者戸数75戸で、事業年次は今年から平成28年度完了予定の圃場の区画整理を中心とした地域住民待望の事業であります。今年度予定事業量の40%、約6億円の予算で現在事業は進行してはいるものの、国営とは名ばかりの規模は極めて小さいものであり、受益者はそれぞれが来年度に向けて不安感いっばいな状況下での今日であることから、一日も早くの政府の決定が待たれるのでありますが、市当局としては、来年度事業量の確保と当初予定完了年次は変更することなく事業の終了見込みなのでしょうか。

昨年、自民党政権から民主党政権に変わってから、特に農政問題に関する事業に予算配分と事業の方針提示のおくれに、受益者配慮と地方自治体への情報の遅延が目立っていると感じているのは、私一人でしょうか。特に、本市から出身の佐々木代議士は、農林水産大臣政務官の要職にあるわけですから、この地域の実情には申し出や陳情がなくても、十二分に理解されておられるはずですので、受益者の来年度からの営農や今後の営農計画が予定どおりに進捗できるように、特に努力してほしいものであります。市当局の来年度事業要望規模と、事業量見込み、更には地元建設業者の受注機会はなかった今年度であります。次年度以降に対しての要請などはどのように考えているのか、お聞かせください。

次には、耕作放棄地の現状と対策についてであります。

新規農業政策が実施されている反面、一方では、就農を何らかの理由で続けられなくなって、耕作地が永年にわたって耕作されず、水田や畑作地の機能が果たせず、荒れ放題となって、やがては農業委員会の議決によって非農地として扱われた面積が82万6,969ヘクタール、いわゆる約82.7ヘクタールの農地が平成20年11月28日の土別市農業委員会第32回総会で決定され、貴重な農地が耕作者不在の中、非農地として除外されているのであります。

本年4月1日現在の農業委員会の資料によりますと、耕作放棄地を3段階に分けており、市内全体の面積は107万8,430平方メートルもあり、3段階のうち緑色、これは人力、機械等で草刈り等をしたら直ちに耕作可能な土地と称して、その面積が15万2,033平方メートル、黄色は草刈り等では耕作はできないが、基盤整備を実施したら農地として利用できる面積が9万9,424平方メートルあります。そして、先ほどの非農地として扱われた面積を赤色と称して、森林・原野化していて、農地として復元不可能な土地としての色分けであります。

場所別に見ますと、緑は土別朝日地区のみで、土別地区の7万8,806平方メートルのうち、今年春に3万平方メートルが復元され、ビートが植えつけられたそうであります。黄色は土別温根別地区に存在しております。赤色、非農地となった土地が一番多いのが温根別の約31ヘクタール、次に土別地区が27ヘクタール、朝日が15ヘクタールとなっております。これだけで全体の88%で、次に多寄、上土別の順となっております。

非農地となった土地については、復元が不可能ということもあって仕方がありませんが、緑や黄色に認定されている農地については、できるだけ早い時期に耕作地として復元できるようにすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。調べたところでは、一番の問題は地主の死

亡により相続人がいなかったり、あるいは相続人が存在していても、相続拒否していたりの問題、また、その土地が債権担保となっていて、担保価値がなく返済まで至らないなど、市役所に対しての市税未納額に充当するために差し押さえるにしても、安価なために差し押さえも無理な状況であって、ほかに税額が微々たる金額で競売にかけるほどでなかったりなどの理由があって、なかなか売却や農地の貸し付けが進まないようであります。

相続人がいない場合はその土地は国に没収、あるいは債権者がいる場合は競売という方法もあるようではありますが、市内においては問題解決は進行していないようであります。現状の中での一例としては、隣接地の地主が景観上の理由から無断で草刈りなどを実行しているのがありますが、法律上は他人の土地でありますから、訴えられたらこれまた大変なことにつながるわけでもございます。しかしながら、何らかの手段を講じて緑、黄色の段階のうちに非農地としないようにしてほしいのですが、行政が今日まで取り組んだ実例があれば、お示しください。

更には、このような農地の放棄地の発生経過には、農業者の団体である農協はどのような営農指導や経営指導をしているのでしょうか。一番身近な団体である農協の役割が非常に大きいのではないのでしょうか。放棄地になる前の段階からのかかわりを持っていることから、行政側から強く農協に対して要請していくことが望まれるのですが、いかがでしょうか。緑から黄色、そして、非営農地としての最終判断を下している農業委員会にもこの機会に対策を求めて、この質問は終わります。

次の質問は、発達障害児の学校特別支援対策についてであります。

本市においても、年々小・中学校に発達障害児童・生徒が増加しております。本年5月1日現在の小学校児童数は11校に通常学級が58学級、1,052人でありまして、特別支援学級の知的が7学級、病弱が2学級、肢体が2学級、情緒が5学級ありまして、その合計が31人であり、児童数の2.8%であります。小学校の児童総数としては1,083人になります。

一方、中学校では、6校の通常学級が28クラス、595人、特別支援学級が知的で3クラス、情緒で2クラス、病弱・肢体はゼロでありまして、13人が通学しております。その比率は2.1%であり、中学校の生徒の総数は608人となっております。

そこで、この特別支援教育の対象者、小学校に31人、中学校に13人が利用しているのですが、各学校では、一般の教師が特別支援学級を受け持って対応しておりまして、教師の履修科目を経験している教諭がないことに疑問を感じております。教職員は小学校で113人、中学校で76人が市内の各学校に配属されておりますが、このような特別支援学級を担当する専門知識の先生が一人もいないことが不思議でありますし、このような学校体制で、特別支援学級利用の児童・生徒がかわいそうでならないのであります。

しからは、現行体制の中で、各学校はどのようにしているのでしょうか。聞くところによりますと、支援員として小学校で4校4名、中学校では1校に1名の教員資格を持っている、もちろん大学時代等で専門の課程の履修経験者が臨時講師として配属されているのであります。

特別支援が必要な児童は、6月2日の資料によりますと、通常学級の児童の中には個別の支援を必要とする、あるいは疑いも含めると、小学校で55名、中学校では6名の61人の児童・生徒が何らかの形で助けを求めているのであります。

種々の問題はあろうと思いますが、昨今の児童・生徒の中で増加の一途のことから、学校の体制をいち早く検討して、支援員の大幅な増加をしてほしいのですが、いかがでしょうか。そして、発達障害児への支援拡充案として栃木県那須烏山市では、発達障害児の早期発見や支援のために5歳児健診を拡充するために臨床心理士を常勤させて、2歳児健診から市内の幼稚園、保育園に保健師も同席して巡回や個別相談を実施させ、早期発見、早期支援につなげているそうであります。本市での子供健診や幼児健診には、発達障害児に関する検査項目はあるのでしょうか、取り組み方法と内容についてお聞かせください。年々増加傾向にある発達障害の疑いのある本市の児童・生徒の健診部門の強化と、臨床心理士の配置や学校での支援対策が急がれるのであります、お考えをお示しください。

また、そんなハンディキャップを持った発達障害の生徒の進路についても、この機会に質問させていただきます。

中学校を卒業した後は、高等養護学校に進学する者、あるいは就職するか、家庭に残るかの道しかないのであります、最初に、市教育委員会や担当部課では追跡調査をされているのでしょうか。進路が狭く、なかなか希望する学校や職場はないと思います。どんなかわりを持っているのでしょうか。これまでの実績や経過をお知らせください。そして、障害のある人たちやその家族への支援はどのような優遇措置がされているのでしょうか。市内への働く場所へのあっせんや、その引き受け事業所への支援等は積極的にされているのでしょうか。どんどん増加している子供たちの将来とその家族のために早い段階での取り組みが必要だと思うのであります、考え方をお聞かせください。

次には、市内小・中学校の適正化計画についてであります。

市内の各学校の耐震化対策には、莫大な資金が必要とされ、国の基準に沿うようにするためには、今後も相当の予算が必要となってまいります中で、現在は南小学校が工事中でありますし、速やかに残りの学校も年次的に耐震工事がされるものだと思います。8月27日に土別市小・中学校適正配置計画検討委員会が設置され、その中では、今年度内に市内小・中学校の耐震化改修にあわせて、統廃合を含めた小・中学校の適正配置計画を策定するとあります。そのために検討委員会では、10月下旬までに適正配置に係る基本的な考え方を教育長に提言するんだと報道されております。

当然、統廃合が表舞台に出てきましたが、極めて学校がある地域では、これは大きな問題に発展することが予想されますが、地元合意をどんな方法で今後実施していくのでしょうか。学校はいろいろな活動拠点となっていることは言うまでもありませんし、今日までそれぞれの地域の発展の拠点でもありましたし、これからも同じだと思っております。私は、朝日町時代に茂志利小学校、三栄小学校、そして壬子小学校や登和里小学校の休校や廃校を見てきましたし、

町議会議員として議決も経験させていただきました。

士別市と合併協議会で学校統廃合の問題がされたときに、当時の田苅子前市長は、本市も児童数の大幅な減少によって学校自体の維持は非常に厳しいが、学校の地域に果たしてきた事案は非常に大であり、行政主導で統廃合は無理であり、今後も地域住民の学校存続要望がある限り存続していくとの言葉に感動を覚えたものであります。

ですから、教育委員会も十二分に地域に配慮して意見交換を対等の立場で議論して、地元合意を最優先にしてほしいですし、設置された委員会も厳しい選択をするんだと思います。特に、このたびは学校の耐震改修問題が先行して、悪く思うならば、この耐震化を理由に統廃合にならないように求めておきたいと思うのであります。

学校の統廃合に拍車をかけることなく、地元や関係者との協議を慎重にしてほしいのですが、今後のタイムスケジュールと各学校の耐震化改修計画が現行の学校のままに実施した場合の総予算額と起債等の有利な措置等があるのかもお聞かせください。

質問では、将来の統廃合を見込んだ中で、協議機関の設置はどうかの問いでありましたが、小中学校適正化配置計画検討委員会が設置されましたので省き、関連のある質問にさせていただきます。

次は、合宿の里づくりのための宿場町構想についてであります。

士別市の合宿者を初めとする入り込み実績は、ここ数年下降傾向であります。理由は実業団チームの規模縮小や廃部によって大きく後退しております。各企業の経済的な理由が大きな一因となっていると聞かされています。そして、自動車産業の各試験費の減額によって、各宿泊施設は悲鳴を上げているのであります。

このたびの質問のために、個人旅館の経営者との懇談の中で、その実態が昨年度から大きく影響しており、大幅な減収でにっちもさっちもいかないと言っておられました。市内には、旅館業組合に加入旅館業が14件あったそうですが、昨年度末に日向温泉が脱退しており、現在は13件の組合数となっております。過去3年の宿泊延べ日数は、平成19年が4万3,564人、平成20年が4万1,179人で、前年対比マイナス5.5%、昨年度の平成21年が3万3,921人で、対前年比が17.7%と、大変厳しい状況になっております。この数字には、ホテル翠月やサイクリングターミナル、日向温泉は入ってございません。純然たる市内の旅館の厳しい実態であります。

そこで、減少の理由は、先ほどの各企業や事業所の経済的理由のほかに、19年、20年に来訪されたドイツ陸上チームの大阪での世界選手権や北京オリンピックの事前合宿によって陸上競技場の貸し切りによって、士別市での合宿を恒例化させていた各チームが練習できないとの理由で、合宿地の変更を余儀なくされたとのことであり、外国チームの合宿誘致には、市民挙げての大歓迎されたことは記憶に新しいことではあります。その代償は大きく、市内旅館業を苦しめた結果となっていたのであります。

また、20年来合宿されていた拓殖大学陸上部も今年から士別合宿を取りやめ、九州阿蘇地方

に変更されたそうであります。ほかにも市内への入り込み数の大幅な減少で厳しい経営が強いられていることがわかりました。開基110年を経過している土別市には、昭和初期には相当数の旅館や飲食店が軒を並べ、にぎわっている様子が各冊子にも掲載されており、少なくともはなつたものの、13件の旅館業の更なる発展のために行政として支援策を講じ、宿場町としての旅館業の維持が必要だと考えます。

過去に、この業界に設備投資等への支援などはされたことがあるのでしょうか。合宿推進協議会を通じて6件が誘致のための活動費として支出していたり、箱根駅伝や元旦の実業団駅伝にも独自に自費でもって、陣中見舞いとして随分努力をされているんだと感じました。バス等の送迎の基準はどうなっているのか、土別軌道に対して市と折半しているようで、その出費額も昨年度で、少ない旅館で7万から8万円、多い旅館の負担額は20万円を超えているそうであります。一方、翠月のバスは、市から無償で貸し出されていることにも公平感がないことへの不満の声も聞かされました。

合宿には何年ものそれぞれの小さな努力の積み上げや人脈によって訪れている場合が多いことから、いろいろな団体はもちろんでありますが、市民総意で訪れる方への歓迎が一番に大きく、リピーター確保の上にはこの現実を総点検して、経済支援だけでなくソフト面からもあらゆる機会を通じて土別をアピールしていくことで、宿場町に人が戻ってくるのではないのでしょうか。市当局も旅館業組合との定期的な会合を持って、種々の問題解決に積極的にされる考えはないのでしょうか。

歓迎等の整備は、昨年度実施されましたが、ランドマーク的な統一した歓迎塔や掲示板の設置も必要だと思います。高速道路の最北の料金所の優位性も土別の大きな利点であり、案内板や旅館の位置のお知らせなどの積極的な対策をしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

合宿者の人気離れを復活するには、並大抵の努力が必要になってきます。これ以上の合宿離れが生じないためにも、今やれることへの条件サービスや市民にも情報をいただき、市のダイレクトメール送付などを通じて、土別市の売り込みを市民一丸となって働きかけられるような施策をとってほしいのですが、考え方をお聞かせください。

次の質問は、朝日山村広場の維持管理についてであります。

山村広場の西側は、合併後にはほとんど利用されることが少なくなり、今では50センチ程度の雑草が生い茂っていますが、合宿者や市民が利用するにも、刈り取り、整地が必要となってきますことから、今後どのように使われていくのかと維持方法についてお伺いします。

また、この広場とパークゴルフ場の中間に位置している球技場であります。ここは夜間使用のためにナイター設備がされていまして、利用度は少ないものの町内の野球チームの練習やソフトボールチームが3チーム町内にありまして、仕事を終えての夜間に親しく利用されております。そこで、最近の利用実績がわかれば、利用人数と延べ人数をお知らせください。そして、ナイターの電気料金は年間どの程度の金額になっているのでしょうか。厳しい財政状況下でありましても、今後もできる限り、地域利用者のために継続してほしいのですが、いかが

でしょうか。

最後の質問になりますが、合併特例区事業の今後についてであります。

今年度の3月30日で、合併以来朝日地域の極端な疲弊や本市との差が大きい事業について、合併時の条件の大きな約束事で合併が設立したと言っても過言ではありません。その期限もあと半年余りであります。

各事業は大きな影響と朝日地区の発展に寄与してまいりましたが、終了年次を迎えるに当たり、各事業の検証を十分にして、必要な事業については今後も継続していくことが大事でありますし、各事業の見直し作業はどんな形で、どの部課で作業がされるのでしょうか。協議会が廃止されることから、民意が反映する機関があってもと思っているのですが、いかがでしょうか。

約16事業の大半が朝日町時代から地域に根差した事業であり、朝日町地域の発展にはなくてはならない事業が多いことから、大きな変化は朝日町地域の衰退にもつながることからも、慎重な配慮をしてほしいのであります。朝日町地域が合併して本当によかったと評価されるのはこれからだと思っておりますことから、いま一度、朝日町民目線に沿った事業計画をしていただきたいのであります。誠意ある御答弁を御期待申し上げ、私の一般質問を終わります。

(降壇)

議長(山居忠彰君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) 菅原議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から上土別国営農地再編整備事業の来年度要望及び医師確保と医療従事者の充足について答弁申し上げ、看護師確保の見通しと助成制度及び市立病院の収支状況については市立病院事務局長から、合併特例区事業の今後については相山副市長から、産婦人科・小児科医院の設置については保健福祉部長から、耕作放棄地の現状と今後の対策については経済部長及び農業委員会から、発達障害児等の学校特別支援対策等については教育委員会から、それぞれ答弁申し上げます。

最初に、上土別国営農地再編整備事業にかかわってお答えいたします。

この事業につきましては、議員お話しのように、国の予算減額に伴う事業量の縮小により、本年度当初計画していた事業の遂行が困難になったことについては、平成17年度から今日に至るまで、期成会を初め関係機関が一体となって事業の採択や予算の確保のために懸命に提案活動をし、何としてもこの事業を成功させるという農家の方々の熱意によって築き上げられた事業だけに、私も極めて憂慮すべき事態であると受けとめているとのことについては、今日まで議会でも申し上げてきたところであります。

そこで、明年度の事業量確保と予定完了年次における事業終了の見込みについてであります。

私は本年度に入りましてからも、本年度計画していた78ヘクタールのうち実施できなかった50ヘクタール分の整備、更に当初より23年度分として計画していた110ヘクタールの整備、合わせて160ヘクタール分の事業について、明年度において実施していただくこととあわせ、平

成28年度までの計画年度内に事業が終了するよう、民主党北海道や北海道開発局はもちろんですが、農林水産省、国土交通省を初め民主党幹事長室、自民党関係者等々、あらゆる関係機関、団体にたび重なる提案活動を行ってまいってきたところでございます。

また、私はこの国営事業のように、食料の生産基盤の根幹にかかわる極めて重要となる政策で、しかも土地改良法により事業の実施が法的にも担保された事業については、時の政権がどのように変わろうとも、一貫した政策の遂行が必要であると考えておりますし、農政における継続ルールをしっかりと構築すべきであると訴えてまいったところであります。このような状況の中、去る8月31日に平成23年度の農林水産予算の概算要求において、特に農業農村整備に係る予算は全国平均で前年比5%増、北海道においては12%増の564億円となったことが発表されました。

そこで今回、新たに就任した高松北海道開発局長に対して、9月2日に本市農業の実態とこの国営事業の必要性について提案活動をし、また4日には、本市において佐々木隆博衆議院議員を囲むふるさとの集いの開催に先立って実施された1市2町での要望会の中で、近年のたび重なる冷湿害や高温多雨のような異常気象の中であって、食料自給率を確実に上げていくためには、農業の基本となる生産基盤の整備は極めて重要であることを訴えてまいってきたところであります。

また、一昨日の今月13日に北海道開発局から国営事業の箇所別の予算が示され、本市の国営事業については、前年比75%増の10億5,000万円となったことが明らかにされたところであります。全国全道の農業農村基盤整備事業費から見ますと、この上士別地区においては大きな伸び率となりましたが、ただ、菅原議員お話のように、平成22年度の予算が既に6割削減されており、私はこの予算の概要では大変遺憾であり、今後においてもこの事業が計画期間内に終了するよう重ねて要請をいたしてまいる考えであります。

次に、地元建設業者の受注機会についてのお尋ねであります。

私は、市長就任以来、特に計画どおりの事業実施と地元受注機会の拡大についての提案を精力的に行ってまいりました。本年度については、地元業者が入札には参加をしたものの、結果的には残念ながらわずかな差で受注することができませんでしたが、今後におきましても、事業の分割発注も含め地元企業が参入しやすい環境づくりなどの提案を事業主体である旭川開発建設部を初めとする関係部局に対し、継続して働きかけてまいる考えであります。

以上、申し上げてまいりましたが、本事業は単なる大規模な基盤整備事業に終わることなく、地域みずからが集落営農を目指し、新規参入や雇用なども創出でき得る新たな農村コミュニティーを形成する本市農業農村のモデル事業であると同時に、今国が食料・農業・農村基本計画の中で推し進めている食料供給率の向上に向けた最たるものであると考えております。農業王国北海道、21世紀の食料供給基地としての北海道の確たる位置づけを求めて、今後におきましても本事業の必要性を強く訴えていくとともに、何としても計画どおり平成28年度には事業が完了することとあわせ、国の予算が決定する最後の最後まで、国や関係機関並びに国会議員等

に対し、粘り強く働きかけてまいりたいと存じます。

次に、市立病院に関して何点かお尋ねがございました。

初めに、市立病院の現行の診療科を運営していくためのスタッフの適正数についてであります。市立病院の現在の診療体制は、外来につきましては、12の診療科を開設するとともに、入院にあっては医師不足等の関係から、一般病床において許可病床200床に対して160床と、療養病床30床を合わせ190床体制とし、これに人工透析センターを加えて運営に当たっているところであります。

現行体制における最低限のスタッフ数となりますと、医師につきましては、9月1日現在において16名の常勤医師がおります。しかしながら、大学医局の医師不足の影響から常勤医の確保がままならず出張医による対応や、これまで内科に通院して病状の比較的安定している患者にあっては、外科医などが診療に当たるなどの対応を図っているところであります。

これらのことを踏まえ、医師の募集につきましては、基本的には整形外科や療養診療科など一部を除き、開設している診療科の医師を対象にいたしておりますが、特に不足状態にある循環器内科医、一般内科医及び今後欠員が見込まれる外科医について、早急な確保を目指しているところであります。

次に、新規医師確保の見込みと医学界の医師派遣状況についてでございます。

最近の医師確保につきましては、3名の消化器内科医師と1名の一般内科医師の確保を図ることができました。しかしながら、今年度は新たな確保に至っておらず、極めて厳しい状況にあります。また、道内の大学においても、新医師臨床研修制度が一部改正されたとはいえ、引き続き厳しいものがあり、加えて北海道の補助事業で北海道病院協会を介して民間病院から医師を派遣する緊急臨時的医師派遣事業では、札幌市内の病院からの派遣は距離的な事情から難しく、近隣からも派遣にに応じていただく医師が少ないため、病院の希望がかなえられない状況にございます。このように病院における医師の確保は困難をきわめておりますが、引き続き大学に対して医師の派遣を要請するとともに、医師紹介業者の活用やインターネット、募集広告など、あらゆる手段を用いて医師確保に全力を挙げてまいりたいものであります。

次に、看護師の状況についてであります。

看護師数は、9月1日現在123人の職員が在職しております。ただ、このうち12名は育児休業や産前産後休業により休職中であり、実質的には111名となっております。このため臨時やパートによる看護師及び看護助手など合わせて103名を雇用し、看護業務に対応いたしているところであります。しかしながら、慢性的な不足状態にあるため、限られた人員のやりくりで対応している現状にございます。

そこで、適正な看護師数ではありますが、現行診療体制を維持するためには、一定の臨時及びパート看護師などを配置する中で、現時点では15名程度の新たな確保が必要と考えております。

次に、医師、看護師を除いた医療従事者についてであります。薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士など合わせて38名の職員によって、診療業務に対応しているところであ

ります。昨年度には、退職により欠員が見込まれる部署が生じましたが、補充採用をいたしており、現有数が適当と判断いたしているところであります。

次に、将来的にいつになったら医師や看護師の問題解決がなされるのかとのことであります。医師につきましては、新医師臨床研修医制度の一部改正に伴い、大学医局に戻ってくる傾向も一部に見られます。また、道内3医育大学の入学定員は、平成19年度は300名でありましたけれども、平成22年度には344名と増加いたしておりますし、道内出身者を増やす対策も講じられているところであります。更に、道内に大学医学部創設の機運も出てきております。しかしながら、医師として診療に当たるには、通説で10年程度必要と言われておりますし、診療科偏在の解消といった課題もございます。このためこれらを考慮いたしますと、医師不足解消には相当な期間を要するものと考えております。

また、看護師におきましては、看護基準7対1が導入されたことに伴い、地方及び中小病院においては、看護師不足が一段と深刻化いたしたところであります。こうした中で、近くでは平成20年度から旭川大学に看護学科が、同じく旭川市内に民間の看護師養成専門学校が創設されるなど、看護師増員対策が講じられているところであります。また、多くの病院で潜在看護師の再教育プログラムを設け、再度現場に復帰していただくよう促しているところでもあります。しかしながら、看護師不足解消のためには、医師同様期間を要すると考えますので、現在行っている看護師確保対策を鋭意進めてまいります。

以上申し上げて私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から看護師の修学資金貸付制度、病院の4月から7月までの収支状況及び22年度決算見通しについてお答え申し上げます。

初めに、看護師の修学資金貸付制度についてであります。

看護師確保を一段と進めるため、昨年6月に看護師修学資金貸付制度の見直しを行い、看護専門学校生の修学資金の貸付額を月額5万円から7万円に引き上げをいたしたところであります。また、市内の学校や名寄・旭川市内の高校を含め、病院の修学資金貸付制度についてPRを行いました。この結果、ここ数年は2名から、多くて4名の新規貸付状況でありましたが、22年度は現段階において9名と、近年になく多くの看護学生に対して新たに貸し付けをいたしているところであり、従前の貸付者と合わせて15名となっております。

修学資金の貸付額につきましては、稚内市において、平成21年度から月額10万円に引き上げをいたし、成果を上げているところもあります。しかしながら、本市におきましても、22年度の現段階で一定の成果を上げておりますだけに、議員お話しのように、過去において修学資金の貸付人数が多数に上り、職員としての雇用に支障を来した例も考慮しながら、貸付額の増額については、各市の状況を含め、今後の動向を注意深く見守りつつ対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、病院の4月から7月までの4カ月間の収支状況と、年度末の収支予測についてであり

ます。

初めに、患者数の動向であります。

概数で申し上げますと、入院患者数につきましては、内科で前年度の同時期と比較して350人近く上回っておりますが、外科、整形外科、療養診療科とも前年度を下回っており、一般病棟で700人、療養病棟で1,000人の減となりまして、合わせて1,700人、8.5%減の1万9,000人となっております。

また、外来につきましては、療養体制に大きな変化はなく、診療科ごとに多少の増減をいたしておりますが、診療日数が前年度より1日少ないこともあり、600人、1.2%減の5万2,000人となっております。

次に、収支状況であります。入院収益につきましては、患者が減少していることや1人当たりの入院単価も前年度を下回っている関係から4,400万円減の5億7,600万円となり、外来収益にあっては患者数は微減となっておりますが、内視鏡センターの順調な稼働の影響もあり、外来単価が前年度を上回り、1,000万円増の3億7,800万円となり、収益全体では3,200万円、2.3%減の13億5,200万円となっております。一方、費用であります。給与費につきましては、看護師数の減もあり700万円減の7億円となっておりますが、薬品費では、患者の質により高額な医薬品の使用の影響もあり2,000万円増の1億5,800万円となりまして、全体では1,900万円、1.7%増の11億1,700万円となっております。

この結果、収支差し引きにおきましては、収益が2億3,500万円上回っている状況にあります。しかしながら、昨年度が2億8,600万円上回っておりましたので、年度間比較をいたしますと、今年度は前年度を5,100万円下回っている状況にあります。

そこで、年度末の収支予測であります。このまま推移いたしますと、21年度において不良債務を発生させないために1億7,000万円の追加繰り入れが行われましたが、これにただいま申し上げた5,000万円が加わる可能性もあります。更に、22年度は3年に1度行われる退職手当組合の精算の年に当たりまして、平成19年度から21年度にかけて76名の職員が退職し、このうち定年退職が8名に対して中途退職が68名となり、退職手当組合に追加負担の該当となる者が35名と、予想を大きく上回る中で追加負担金を支払わなければならないなど、極めて厳しい状況下にあります。

このため残すところもあと8カ月となりましたが、病院経営改善の最善の策としては、病床の利用向上による増収を図ることが収益全体を確保するのに極めて有効でありますので、改めて医師及び看護師の確保に全力を傾注するとともに、費用につきましても、できる限りの抑制をいたすものであります。現段階において、大きな赤字の発生も予測されるだけに、院長を先頭に病院職員が一丸となって病院運営に当たり、可能な限りこの縮減を図ることに全力を挙げてまいり所存であります。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から合併特例区事業の今後についてお答えいたします。

朝日町合併特例区は、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、平成18年3月31日から平成23年3月30日までの5年の期間をもって設置され、期間満了により解散となりますが、この間、旧朝日町が独自に実施してきた事業を合併後直ちに新市で処理することより、地域住民の生活利便性の向上のため一定期間合併特例区で処理したほうが適当であるとし、地域振興事業では、岩尾内湖水まつり等の観光事業やサマージャンプ大会等のスポーツ事業を、また文化振興事業ではサンライズホール自主企画事業など、主たる事業16事業に加え、広報紙の発行とホームページの開設も含め、18事業を実施してきたところでございます。

そこで、1点目の来年3月30日終了後の各種事業の見直しや検討作業の今後のあり方についてであります。

本年6月29日に開催されました朝日町合併特例区協議会において、合併以降行ってきた特例事業にかかわる団体との協議調整方針などを踏まえ、各種事業に対する現時点での考え方と方向性を担当職員から説明させていただいたところでありますが、特例区期間終了後、これら事業は土別市に継承されますことから、事業の見直し、あり方など、土別市としてどのように取り組んでいくべきかを関係団体と更に協議を進めながら、調整方針を明確にし、これら調整方針を踏まえながら、今後開催予定の合併特例区協議会で意見を集約するとともに生活関連、地域振興、文化振興並びに農林業振興等担当部署が連携を密にしながら、継承後の円滑な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、合併特例区期間終了後、民意が反映する機関があってもよいのではとのことではありますが、合併特例区協議会委員の方々からも同様の御提言がありますことから、今後、特例区協議会で十分御論議をしていただき、市としては、協議会の意見を尊重しながら、その対応に配慮してまいりたいと考えております。

2点目の特例区事業は地域に根差した事業であるため、大きな変化は町の衰退につながるの で慎重な配慮が必要との御意見であります。市としては、特例区協議会での御意見はもとより地域住民の御意見を十分にお聞きしながら、地域の活力を失わせることなく、両地区住民の融和と一体感を基本とし更に均衡のある発展を展望しながら、その対応に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から産婦人科・小児科医院誘致についてお答えいたします。

初めに、市立病院の産婦人科の現状につきまして、さきの第2回定例会において十河議員の御質問にお答えいたしましたところでありますが、全国的に産婦人科医が減少しており、こうした中、大学医局から市立病院への産婦人科医の派遣が縮小となったことにより、安全かつ安心な出産体制の構築が困難との判断から、平成16年11月以降分娩を行っていないところであります。

また、小児科につきましても、全国的に総じて小児科医は減少しており、その確保が大変厳しい状況の中で、共働き家庭の増加などにより、休日や夜間の診療が増加傾向にあることに加え、専門医志向に伴い、特に病院勤務の小児科医は昼夜を問わず診療に当たらなければならず、過酷な勤務状況となっております。この改善策として、大学医局では名寄市立総合病院に小児科医を集約したところであり、このため市立病院においては、現在平日の外来診療に名寄市立総合病院から医師派遣を受けており、休日・夜間の診療は行っていない状況にあります。

このようなことから、本市の年間約130人の妊婦の方につきましては、名寄市立総合病院及び旭川市内の産科医院等で出産を行っており、更に子供の夜間、休日等の疾病や入院治療が必要な場合は、名寄市立総合病院小児科等を中心に診療を受けているところであります。そこで、産科並びに小児科の個人病院設置に支援策を講じ、誘致ができないかとのことについてであります。

今後における市立病院の産科と小児科医師の確保につきましては、引き続き求人の働きかけが行われているところでありますが、ただいま申し上げましたように、医師不足に加え、市立病院の医師は主に大学医局からの派遣でありまして、臨床研修制度等を要因に大学自体においても医師が不足している状況から、現時点での医師確保の見通しは難しいものと考えております。しかしながら、特に妊婦の緊急時の診療や出産後の子供の安定医療、更には突発的な夜間等の子供の疾病等を考慮した場合、地元における産科、小児科の医療施設設置は極めて重要なことと考えております。

したがって、特に産科医院等の誘致は今日的な診療科の偏在などから、なかなか容易ではないものと考えますが、市民の健康と命を守る地域医療の確立は極めて重要なことから、産科・小児科医院とあわせ内科医院などの開業について、市民を初め各関係者から病院開設に関するさまざまな情報収集に努めるとともに、開業医に対する財政支援につきましては、これまで実施いたしておりませんが、個人病院開設には大きな投資が必要となりますことから、この係る費用に対し支援制度の制定について検討し、開業誘致に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から耕作放棄地の現状と対策についてお答えをいたします。

本市農業は、重要な基幹産業として今日まで繁栄をしてきたところであり、農地は貴重な財産として土づくりに取り組みながらしっかりと耕作し、守られてきたところであります。しかしながら、菅原議員のお話にありましたように、平成20年度の農業委員会調査では、耕作放棄地が市内全域での発生が確認され、大変残念な結果となりました。

そこで、耕作放棄地のうち緑や黄色として認定された土地を早い時期に復元できるようにとのお尋ねでございます。この緑、黄色と認定された約25ヘクタールの土地につきましては、まず調査後、耕作放棄地解消計画を策定し、平成23年までの計画期間内の解消に向け取り組むこととし、農業関係機関や団体で構成する土別市担い手育成総合支援協議会がこの推進体制の受

け皿となり、農地復元等に向けて新たな国の補助制度の活用を図るため、地域協議会として道の承認を受け、体制の整備を図ったところでございます。また、耕作放棄地の解消に向けては、現地調査や地権者との協議などの活動を継続的に行っているところでございます。

次に、今日まで解消に取り組んだ実例についての御質問がございました。

耕作放棄地解消計画を策定後、平成18年度から高齢により営農を休止していた土別地区の約3ヘクタールの緑と認定された土地について、その解消に向け地権者と4年にわたり協議を行った結果、農作業の委託契約が締結され、今年度から農地として利用が再開されたところであります。また、朝日地区の7.3ヘクタールにつきましては、早期の利用について協議を重ねておりますが、この土地までの距離が遠く、営農上の負担が大変大きいといったことなどから、解消に至っていない状況でございます。現在、耕作放棄地となっております農地につきましては、相続問題や採算性の問題などさまざまな課題もございしますが、その解消に向け、今後とも鋭意努力してまいりたいと存じます。

最後に、農協に対する対応の要請についてであります。農協は、先ほど申し上げました土別市担い手育成総合支援協議会の構成な主要のメンバーでございます。また、農家個々の経営に関し農業経営改善計画の策定や営農、あるいは経営指導に当たられており、更には資金面などの相談も農業者に密接な関係を持ちながら実施されておりますことから、今後ともより一層連携を強化をしながら、耕作放棄地の解消と耕作放棄地が発生しないよう取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 松川農業委員会会長。

農業委員会会長（松川英一君）（登壇） 菅原議員の御質問のうち、農業委員会にかかわる耕作放棄地対策について、私からお答えさせていただきます。

本市の農業農村は、先人たちが開拓のくわをおろし、日々のたゆまぬ努力によって幾多の困難を乗り越え、さまざまな農業情勢の変化にも対応しながら、今日まで営々と引き継がれてまいりました。

農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤であります。しかしながら、近年は農業の担い手不足や高齢化が急速に進行していることから、本市におきましても、農業者の減少、高齢化の進行は農地流動化の停滞を招き、これらが要因となって耕作放棄地の発生につながり、周りの環境にさまざまな悪影響を与えるおそれがあります。特に、耕作放棄地が及ぼす周辺地域の営農環境への悪影響としては、雑草の繁茂、病害虫、鳥獣被害の発生、用排水施設の管理への支障などが考えられます。

また、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要因ともなっており、ひいては集落機能そのものが崩落することも懸念されるだけに、何としても現在の優良農地の確保とともに、耕作放棄地の発生を避けなければなりません。このため農業委員会といたしましては、農業委員を中心として地域の農地を守り、農地を生かすために地域の担い手を育てながら

農地の利用調整に対応してきており、更に農地パトロールの実施により、耕作放棄地の発生防止、適正管理に向けた指導を行っているところであります。

ただいま市からの答弁にもありましたように、耕作放棄地解消計画に基づき所有者の意向を聴取する中で、各関係機関と協議をしながら解消に向けて取り組んでいるところであります。また、耕作放棄地の発生を抑制するためには、新たに第3期対策として始まっております中山間地域等直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策を最大限に活用し、地域が力を合わせて発生防止に取り組むことも必要であると考えております。

以上申し上げてまいりましたが、菅原議員お話しのように、何らかの対策を講じることで非農地とならないよう、国民の安全・安心な食料の確保と食料自給率の向上に向けて、今こそ国内農業を守り、安心して農業に専念することのできる農業政策の確立を国に強く求めることはもとより、経営の合理化、作業の効率化、増収対策、法人化の推進など、地域の農業者とともに知恵を出し合い、今まで以上に大変厳しい状況は予想されますが、耕作放棄地が発生しないように農地の効率的な有効活用を図るため、利用調整活動を強化して取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 発達障害児等への対策、小中学校の適正配置、合宿の里づくり、朝日山村広場にかかわる御質問につきましては、私から御答弁を申し上げます。

最初に、発達障害児等の学校特別支援対策についてのお尋ねがございました。

まず、小中学校における特別支援学級を担任する教員の配置状況であります。小中学校における知的障害の10学級に対し11名の教員、肢体不自由の2学級に対し2名、病弱・身体虚弱の2学級に対し2名、自閉症・情緒障害の7学級に対し10名、合計25名の教員が配置され、その指導に当たっているところであります。この中には、特別支援学校教諭免許を有する者が3名おりますが、大半は一般の他の教員免許を持つ者が担任しているのが現状であります。

また、各学校には特別支援教育コーディネーターが置かれ、特別支援教育の中心的な役割を担いながら、通常学級、特別支援学級の担任等と連携を図り、個別の支援を必要とする子供一人一人について、指導や支援体制の確立を目指しているところであります。

そこで、学習支援員の増員についてのお尋ねについてであります。現在、学習支援員は、議員お話のとおり、小学校に4名、中学校に1名配置いたしておりますが、この配置に当たっては、各学校の要望及び必要性を考慮し、教員免許を有し、教員経験のある方を非常勤職員として採用し、特別支援学級及び通常学級に在籍する教育的配慮が必要な児童・生徒に対して学習指導、生活指導を行っているところであります。

教員免許を有し、支援員としてお願いできる方が市内では非常に少ないという現実もございますが、教育的配慮が必要な子供たちが年々増加傾向にあることを踏まえ、必要な支援員を確保することは重要なことと認識いたしておりますので、各学校の現状や要望などを把握

し、対応してまいりたいと考えております。

また、児童・生徒の健診部門の強化、学校での支援対策についてであります。

本市におきましては、入学前の知能検査、言葉の検査により、特別支援が必要な児童・生徒の把握及びその対応に努めているところであります。乳幼児健診を初めとした健診、健康相談により既に保健師、幼稚園、保育所などが連携し指導に当たっている場合や、のぞみ園等において、幼少時より継続して指導を受けている児童もおりますので、特別支援教育連携協議会を中心に、学校や保護者の要請を受けて教育相談などにより対応しているところであります。

とりわけ近年は、心の問題にアプローチできる専門家の配置も望まれておりますので、心理相談業務を行う臨床心理士の派遣等を受けることが可能なのか、研究してまいりたいと存じます。

次に、子供健診や幼児健診時の検査項目と、その取り組み方法のお尋ねがありました。保健福祉センターでは、発達障害の早期発見や支援のため、乳児健診を初め1歳6カ月児健診、2歳児健康相談及び3歳児健診を行う中で、運動発達や言語発達、更には社会性や精神発達などの検査を実施し、発達段階のチェックを行っております。

特に、1歳6カ月児健診及び3歳児健診につきましては、子供通園センターのぞみ園で専門的に養育指導を行っている言語聴覚士や作業療法士などの協力を得て、発達相談や言語、運動等の専門的指導を行い、必要に応じて医療機関と連携を図りながら支援をいたしております。

また、のぞみ園において北海道の子ども発達専門支援事業を活用し、特に本年度から専門機関の北海道療育園による発達のおくれや障害のある幼児とその家族に対し助言、指導等の回数を年間12回から18回に拡大し、適切な相談支援及び療育指導を実施いたしております。更に、のぞみ園に通院している幼児については、市内の保育園、幼稚園等に通院していることから、保育士や幼稚園教諭、保健師などが北海道療育園から言語発達等の訓練方法やカウンセリングなどの技術指導を受け、専門的な知識、技術を習得し、各施設間の連携を図りながら幼児の発達支援強化に取り組むとともに、小学校入学時には必要に応じて就学前の指導内容を各学校に申し送りしているところであります。

また、のぞみ園は基本的には就学前児童を対象としている施設であります。保護者の希望により十数名の児童が就学後も通園を続けており、切れ目のない支援実現のためできる限りの対応に当たっているところであります。

次に、中学校卒業後の進路の追跡調査のお尋ねですが、教育委員会ではこれまで調査をいたしておりませんが、市内中学校に確認いたしました結果、本年3月、特別支援学級を卒業した3名については、旭川高等養護学校に2名、美深高等養護学校に1名が進学している状況であります。

なお、高等養護学校進学後のかかわりにつきましては、養護学校、保護者、障害者施設及び市などの関係機関が連携、協力し、養護学校が作成する生徒の卒業後の進路計画に基づいて、在学時から通所や就労する施設、事業所等で夏期・冬期休暇期間中などにおいて、施設での作

業体験、職場実習をすることを通じて社会性や人間関係を学ぶことなどにより、希望する事業所への就職や施設通所等に円滑な移行が図られるよう、その支援に努めているところであります。

そこで、この取り組みの実績であります。平成16年度から21年度までに14名の生徒が養護学校を卒業され、うち8名が施設に入所、3名が施設に通所されており、2名が就労支援事業所で一般就労を目指し、作業を通じて訓練に当たっておりまして、1名が市内事業所に就労いたしております。

次に、障害者やその家族の方々への支援についてであります。日常生活や医療、社会活動への参加、施設入所等自立のための各種サービスを提供するとともに、就労面においては、障害者自立支援法を活用し、就労が困難な方には就労に必要な知識や能力向上訓練を行い、就労可能な方に対しては生産活動訓練を実施し、円滑な求職活動ができるよう支援いたしているところであります。更に就労の場を確保するため、福祉の店シュベツに助成を行い、障害者の社会参加とあわせ、市内各事業所に対し障害者雇用促進のための雇用奨励促進事業並びに国の各種支援制度についてその活用を広く周知し、働く場の確保に努めているところでございます。

今後におきましては、特別支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にある現状を認識いたしますと、迅速かつ的確な対応が欠かせないものでありますので、関係する機関と速やかな連携を図り、一人一人の子供に対して乳幼児の時期から小学校へ、また小学校から中学校へと、途切れることのない継続した一貫性のある支援が可能となるよう、上川管内における支援計画検討委員会で示している上川版個別の支援計画すくらむを活用しながら、保健福祉部とも連携し、支援体制の強化、充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、小学校適正配置計画についてお答えいたします。

まず、地元合意をどんな方法で今後実施していくのかとのお尋ねがございました。

議員のお話のとおり、当市のみならず、北海道の特性として多くの地域では、学校は地域活動の拠点としてその存在意義は大きなものと認識いたしております。特に、公民館活動を中心として、地域の文化活動、スポーツ活動は学校を中核として展開され、地域全体が発展してきたという歴史がございます。

しかしながら、当市の人口の減少に加えて、少子化の進行が児童・生徒数の急速な減少につながり、児童・生徒の教育環境をどう整えていくのか、大きな課題として避けて通れないものと考えているところであり、こうした意味からも、小中学校適正配置計画検討委員会を設置し、この中で多くの御議論の上、御提言いただくこととしたところであります。また、小中学校の適正配置計画に当たっては、子供たちの教育環境として、より教育効果を期待できる適正な配置、規模はどうあるべきか。また、地域性も最大限考慮し、本市の適正配置計画を立てることが肝要でありますので、一律に一定規模の児童・生徒数を確保するという考えや、耐震改修の有無のみで適正配置計画を策定するということは考えておりません。ただ、子供たちが安全・安心に学ぶことができる校舎の問題も避けられないことと認識しておりますし、今後20年を見

据えた学校のあり方をしっかりとらえた計画といたす所存でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

そこで、地元合意、地域の理解をどう求めていくのかということではありますが、まずは小中学校のあり方懇話会を全学区対象に開催をいたし、地域の方々の御意見をより多く聞かせていただく場を設けることとし、市内を6学区に分けたすべての地区の懇話会日程の調整を終え、温根別地区の懇話会を去る9月7日に開催、他の地区につきましても10月4日までの日程で開催する運びといたしたところであります。この懇話会で出された御意見、御要望などを十分に集約し、分析した上で、検討委員会の提言をいただくこととしております。

また、先日の温根別学区における懇話会でも、各地区での意見集約された事柄は、各地域にどうフィードバックされるのか、また保護者の思いと地域の思いが異なることもあり、保護者だけでの懇話会も開催してほしいなど、多くの御意見、御要望をいただいたところでありますので、今後開催を予定しております他地域の御意見、御要望等も踏まえ、子供が主役との視点に立って、学校のあり方について検討してまいりたいと存じます。

次に、今後のタイムスケジュールについてであります。10月4日までに各地区の懇話会を一通り終える予定としており、10月中に精力的に検討委員会を開催し、10月末には検討委員会から私へ御提言をいただくことといたしており、この検討委員会の提言を受け、教育委員会として、保護者、地域の意向を最大限に尊重しながら、今年度中に本市小中学校適正配置計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、各学校の耐震改修を実施した場合の総予算及び起債等の財源についてであります。耐震改修実施中の土別南小学校を除いた旧耐震基準対象9校の耐震化と一般改修を含めておおよそ見込まれる総額としましては、23億円程度になるものと積算いたしております。また、補助金等に関しては、安全安心な学校づくり交付金が考えられ、本年度は特例措置により国が定める補助単価の3分の2の交付となっているところであります。

このほか起債として、元利償還金の60%が交付税措置される学校教育施設等整備事業債が活用できるものであります。22年度からの過疎法の改正により、耐震化を図るため建てかえをする場合、元利償還の70%が交付税措置される過疎債の活用が可能となったことから、耐震改修と建てかえについてどちらが将来的に有利か今後検討してまいりたいと存じます。ただ、どちらの場合においても、国の定める補助単価が実際の建設単価を大きく下回っていることから、結果として自治体の財政負担が大きくなり、耐震改修が進んでいない状況にありますので、今後国に対し、適正な財源措置を要望してまいりたいと存じます。

次に、合宿の里づくりのための宿場町構想の御質問にお答えいたします。

全国の市町村では、経済効果を伴う文化やスポーツ合宿の誘致を進めており、先進地である本市にとっても、競争の激化を感じるところであります。本市のスポーツ合宿の里の大きな特徴は、ホテルや公共施設だけではなく、旅館が選手を受け入れている点にあります。特に、陸上競技の実業団を受け入れているのは、全国でも非常に数が少ない現状であります。

合宿中の企業チームの食事は、栄養士を帯同させるなど、カロリー計算や栄養配分など徹底した管理をしており、旅館は高いレベルの食事の提供を要求され、これにこたえるために土別旅館業の皆さんは食事に関して相当な勉強や研究をされ、毎日の食事を準備されております。また、他では味わうことのできない旅館の御主人や奥さんとの交流や、かゆいところに手が届く心のこもったサービスなど、旅館ならではの丁寧な接客があるとともに、各種大会が開催される際には道外まで直接応援に出向くなど、旅館業の皆さんの経営努力には深く敬意を表しているところであります。

さて、議員の御指摘のとおり、市内旅館業の宿泊客数の維持は大変厳しい状況にあります。このことは、経済状況の悪化により、各実業団運動部の休廃部や冬の試験研究にいられている自動車関連産業の経費節減による宿泊者の減少が主な要因となっております。平成19年のドイツ陸上ナショナルチームの合宿では、陸上競技場の専用使用を要望され、例年この時期、土別合宿をしているチームには日程の変更などをお願いした経過もあり、各チームや旅館業の皆様になんらかの影響を与えたことは申しわけなく思っておりますが、一方では、ドイツ合宿の招致はスポーツ合宿の里づくりを全国的に発信し、スポーツ国際交流の場として、新しい合宿の里土別をPRできたと考えているところであります。

また、長年当市で合宿をしていた拓殖大学が合宿先を九州に変更したことは、極めて残念なことでありますが、これは監督が交代されたためであり、多くのチームにおいても監督はそれぞれ独自の方針を持ち、出身地やさまざまつながりなどから、合宿場所を選択されることも多く、誘致活動だけでは再誘致が困難な場合もございます。

次に、これまでの旅館業界への設備投資等への支援についてお尋ねがありました。

平成17年の合併後におきましては、土別市企業立地促進条例に基づく施設の増設に対する固定資産税課税免除が1件、また土別市中小企業振興条例に基づく支援では、特別融資が1件、運転資金及び店舗改修等資金の融資については、3件に対し支援がなされたところであります。商店街活性化事業の店舗改修に対する助成事業に本年度から旅館業も対象となり、1件の申請があり、100万円が助成されたところでありますが、今後、更にこの助成制度を活用して、施設設備の改善が図られることを期待するものであります。

次に、バス等の送迎の基準についてであります。市と土別軌道とはスポーツ合宿送迎用バスの借り上げについて、旭川空港、千歳空港までの片道単価契約を結んでおり、更に市、土別軌道、旅館業組合の3者間で千歳空港発着分については、半額を土別旅館業組合に負担していただくという覚書を取り交わしております。

道外のチームが旭川空港を利用され、送迎を希望される場合、合宿を受け入れている市内のすべてのホテル、旅館が、合宿者が1人の場合でも送迎を行っており、基本的にホテルは所有しているバスやワゴン車で旭川空港の送迎を実施し、バスを所有していない旅館については、市のバスやワゴン車、あるいは土別軌道のバスを市が手配して無償で送迎しております。更に、道外のチームが千歳空港を利用される場合も、10名以上で送迎を希望される団体については無

料で送迎を実施しており、旭川空港と同様に、基本的にはホテルの合宿者はホテルのバスで送迎し、バスなどを所有していない旅館については、覚書に基づいて土別軌道のバスを市が手配し、旅館が半額を負担して送迎を実施しております。

バスや公用車の運行については、複数のチームが各旅館に分宿する場合や送迎の時間が近い場合などは、合宿者に時間の調整や乗り合わせをお願いするなど、連携と効率化に努めているところであります。

次に、翠月のバスについて公平感がないとのお話でしたが、翠月のバスにつきましては、平成9年にオープンしたスポーツ合宿センター翠月での利用を目的に、創立60周年事業として、トヨタ自動車から市に寄贈されたものを市が翠月に無償で貸し出しているものであり、その維持管理は翠月が行っているところであります。

さきにお話ししましたように、翠月に宿泊される合宿選手の送迎は、ほとんどの場合、翠月が行っており、旭川空港、千歳空港の送迎に関するガソリン代や運転手の人件費などの経費や車検、保険料、バス修繕費などの管理費用につきましても、すべて翠月の負担となっております。旅館につきましては、千歳空港送迎の費用の半額を負担していただいておりますが、回数の多い旭川空港への送迎は市のバスやワゴン車、または土別軌道のバスで行っており、その費用についてはすべて市が負担しておりますので、お話にありましたように、旅館だけが負担を強いられているというような状況とはなっていないものと考えております。

合宿者の送迎につきましては、航空運賃の格安料金を組みやすい千歳空港の発着を希望する合宿者の増加により、市や旅館業の負担も増加しておりますことから、これまで以上に旅館業組合との連携を密にしながら、より効率的な送迎方法のあり方について検討してまいりたいと存じます。

次に、市と旅館業組合との定期的な会合を持つてはとの御提言でございますが、本市の合宿を支えていただいている旅館業組合の方々も、今後宿泊施設の老朽化や後継者問題などの悩みも多々あるかと考えますことから、定期的な会合を開催する中で、さまざまな課題解決に当たってまいりたいと考えておりますし、市といたしましても、春や秋の入り込み客の閑散期的を絞って、スポーツに限らずさまざまなイベントの誘致も視野に入れた、宿場町としての交流人口の拡大に努めてまいりたいと存じます。

次に、ランドマーク的な統一した歓迎看板や表示板を設置してはとの御提言であります。議員のお話にもありましたように、本市は高速道路の最北のインターという優位性もありますことから、合宿に限らずまちのPRを含め、関係機関とも協議し、検討してまいりたいと存じます。

次に、合宿離れを生じさせない施策についてであります。各実業団や大学の監督などへの年賀状の送付や選手が好成績を残された場合の祝電の送信、また、施設に応じて土別の特産物を送るなど、合宿者とのきずなを深めるよう努めておりますが、更なる合宿者の獲得に向け、土別市出身の大学進学者や教職員の情報、テニスや野球など、本市で合宿可能な新たな種目の

情報など、市民の方々から自由に御提言をいただけるような体制づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、合宿には人脈は欠かすことのできない条件でありますので、合宿に携わる者だけではなく、多くの市民に関心を持っていただき、交流を深めていただくことが合宿の里土別を更に発展させていくためにも重要なことと考えておりますので、市民を交えての合宿者との交流会の開催など、さまざまな機会をとらえて積極的に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、合宿を通じて本市を訪れた人々が将来にわたって土別の応援団になっていただけるよう、土別のより多くの魅力を知ってもらう機会を積極的に企画するなど、合宿の里土別推進協議会に集う多くの市民の方々の御意見も取り入れながら、さまざまな施策を展開してまいりたいと存じます。

次に、朝日山村広場の維持管理についてお答え申し上げます。

朝日山村広場の西側に隣接しております運動広場は、昭和63年に設置され、体育まつり、道民スポーツ大会、中学校陸上部、スキー合宿者等の陸上トレーニングなどに利用されておりましたが、近年では体育まつりはわんパークでの開催、道民スポーツ大会の中止、スキー合宿者等の陸上トレーニングは、土別陸上競技場などで行われるようになり、運動広場の利用はアメリカンフットボール合宿、市民の方の散歩コースの一部として利用されており、市内のスポーツ団体等での利用がない状況にあります。このようなことから今後においては、各種スポーツ団体の利用促進と合宿者の誘致などによる広場の活用方法について検討してまいりたいと存じます。

この広場の維持管理につきましては、周辺の草刈り業務とトイレ清掃業務をシルバー人材センターに委託し、広場内は職員が管理を行っておりますが、議員御指摘のとおり、去る7月の段階では広場内の一部に草の刈り残しがあり、雑草が生い茂った状況でありましたが、8月下旬に整備したところであり、今後におきましては適切な管理に十分努めてまいります。

次に、山村広場の利用状況についてであります。本年5月から8月までに利用された日数は63日間で、朝日野球クラブ、朝日ソフトボール協会を初めとして約630名の方が利用されております。競技場のナイター照明の利用実績についてであります。利用日数は17日間で25時間となっており、この電気料は利用期間の5月から10月の6カ月間で約61万8,000円、休止期間の4月及び11月から3月までの6カ月間で約32万6,000円、合計94万4,000円となっております。維持管理については、運動広場と同様に周辺草刈り業務とトイレ清掃業務をシルバー人材センターへ委託し、広場内は職員が行っております。

この広場は、市民の健康増進やコミュニケーションを図る場として活用されているところではありますが、近年、利用が少ない現状にありますことから、今後施設の管理や利用方法など、そのあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げます。御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） この機会に1点だけ再質問をさせていただきます。

私は、先ほど非農地と決定された82ヘクタールの貴重な農地が現在農地の中に木が生い茂り、非農地になったのが平成20年11月25日の農業委員会の決定事項でありました。残された農地、その予備とされている農地が22ヘクタールあるわけでありますが、これからもこの農地がどんどん増えていく傾向にあるだろうと私は思っております。

そういう中で、先ほど伊藤経済部長の御答弁の中で、農地にはやはりかかわりの一番深いのが農協でありまして、農協の対策、あるいはまた農協がどんなこのことに対してかかわりを持ってきたか、そしてまた行政側から強く農協に対して要請してほしいという質問があったわけですが、答弁として非常に弱い答弁だったなというふうに思っております。もう少し踏み込んだ考え方をこの機会にお聞かせいただきたい、そんなふうに思うわけでありまして。

これをもって再質問とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 菅原議員の再質問にお答えをいたします。

農協の対策、あるいは農協のかかわり方、農協に対する要請の関係について、極めて消極的ではないかという御質問でございますが、先ほども申し上げましたが、農協につきましては、日常的に経営指導、営農指導を含めてずっとかかわっておりまして、耕作放棄地については発生をさせないようということで、日常から御指導を实はいただいております。

そんな中でも、やはり耕作放棄地ができたというのが非常に残念でございますが、農業委員会等々を含めて、耕作放棄地についてはなるべく早く解消をしたい。各機関でもって最大限の努力をしようということで取り組んでおりましたものですから、改めてですね、農協のほうにこういうことでこうしてくれというようなことの要請をですね、積極的にするという答弁はしなかったわけでありまして、先ほど申し上げました育成協議会のメンバーが農協が主要なメンバーでありますし、農業委員会、共済、あるいは普及センター含めて加盟しておりますので、ぜひその中でですね、今まで以上に積極的にこの問題について具体的な内容を詰めながら協議をして、全体で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、再答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時45分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

18番 斉藤 昇議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 2010年第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

質問の第1は、市立病院の改革プランについてであります。

さきの菅原議員に改革プランにかかわる問題含めて詳しく答弁もなされましたので、私からは端的に質問したいと思います。

1つは、21年の改革プランの実績も示されましたけれども、その特徴と、そして実現できたもの、それから、これから実現が継続して図られていくもの、これらについてまず明らかにしていただきたいと思うんです。特に財政収支の問題で、22年度の決算見込みについて菅原議員に答弁されておりましたけれども、21年度は新たな繰り出し、この繰り出しをしなければ、改革プランがもう狂ってしまって起債の制限を受ける、だからこれはもうどうしても一般会計から繰り出しをしなければならぬ、こういう理由から1億7,500万円の新たな繰り出しが行われて、そしてこの22年度の見込みは、先ほどの答弁では、それを5,000万円を上回っていく、こういう答弁がなされたところでもございます。

更に、先ほどの答弁で職員の退職手当の負担金、これらについても相当な財源が要とおっしゃったけれども、具体的な金額が明らかにされませんでしたけれども、そうすると、新たに負担金に対する財源の手当て、そして幾らの財源の手当てをしなければならぬのか、そうなりますと、この2億2,500万円、12年度の決算見込みでは、それに新たにその退職手当の負担金分が加わっていくのではないかと、こう思うんですけども、この点、明らかにしていただきたいと思うんです。

何といたっても改革プランは、こういう新たな繰り出しによってなかなか達成ができていない現状でもございます。診療報酬の問題や政府の医療政策の問題もでございますけれども、そして、病院の努力もありますけれども、1つは病床の利用率、入院ですね、これをどう利用率を上げるかという問題だと思うんです。それで、以前にも国保の会計で、国保のかかっている医療費、これは旭川の医大でありますとか、あるいは日赤でありますとか、旭川の市立病院、ここに国保に加入している方たちが相当病院に行っていらっしゃる、この人たちはどういう疾病で旭川の病院に入院されているのか、ここら辺の検討をすべきだと申し上げたけれども、ここら辺の検討はどうなされたのか、明らかにしていただきたいと思うんです。

そして、医師が足りない、看護師が足りない、そういうスタッフが足りないから、もうこれ以上、土別の市立病院には入院できない。だから旭川の病院に行く、そして病床の利用率も、もうこれが限度なんだと、これ以上上がらないんだと、こういうふうに判断しているのか、まずここらにもどういう検討がなされて、これからどんな工夫をされていくのか、この点も明らかにしていただきたいと思うのでございます。

そして、市立病院の院長の問題でも、来年の3月、定年退職を迎える、そして副院長もこの9月いっぱい自己都合により退職されるというふうな報道がなされて以来、市民の方々からも、この私たちの市立病院は今後どうなっていくんだろう、そういう不安や、そして心配の声が寄せられているのが実態でもございます。

この9月で北大のいわば教授との話し合いも大体出てくるだろう、こうおっしゃってもおり

ましたけれども、先ほどの答弁でも申されておりましたけれども、私は一にも二にも来年の3月、長い間勤めた院長の退職の当たったこのときに、スムーズに病院が進行していくように、外科医の最大限の医師の確保、これがきちとなされなければ消化器内科なんかも、当然先細りしていくでしょう。せっかく消化器の内視鏡の室ができたけれども、ここら辺も疲弊していくことになるのではないかと、こう思うんだけど、私は一にも二にもこの院長の退職がスムーズに医師確保ができて、そして市立病院のより一層の安定のために貢献していく、そして市民の命と暮らしをしっかりと守っていく市立病院の確立のために、市長は一にも二にも全力を挙げて取り組んでいただくように強く要望したいと思いますし、ぜひ市長からも再度、この市立病院の医師確保のために、市長の決意を再度伺っておきたいと思うのでございます。

次に、日向温泉についてでございます。

1つは、これまでの検討経過と今後の見通しについてでございます。

この議会が始まってから日向温泉の関係では、9月9日に、はまなす財団に調査委託をしたその報告書が出てくる、こうおっしゃっておりましたけれども、議会始まってからそう明言されていたのに、この9日に、はまなす財団からの報告書が上がってこないのは、いかなる理由で上がってこないのか。更に、そのはまなす財団の報告書、これらは大体どうということが想定された報告書になるのか、これまでの検討の中でも、ほぼつかんでおられると思うんだけど、その報告書の大まかな内容についてどう把握しているのか、この際、お聞きをしておきたいと思うのでございます。

もう一つは、J A北ひびき農協、指定管理でありますこの農協では、日向温泉のいわば指定管理者を日向温泉が、これからも継続されるとして、指定管理者を引き続き引き受けていただけるのかどうか、こういう話し合いや検討、これがJ A北ひびき農協の理事会でも話が行われているのかどうか、この点も明らかにしていただきたいと思うのでございます。

更にもう一つは、多寄町にある日向振興協同株式会社、これがございますけれども、J A北ひびき農協との関係、そしてこれは日向温泉を経営していると思うんだけど、そのほかにどんな事業を営んでいるのか、この点も明らかにしていただきたいと思うのでございます。そして、この日向温泉の振興協同株式会社、この役員はどなたがなっておられるのか、この際、明らかにしていただきたいと思うのでございます。そして、J A北ひびきとの関係と日向振興協同株式会社の日向温泉とのかかわりからいって責任はあるのかないのか、最終的にはJ A北ひびき農協が全責任を負うことになっているのか、その点も明らかにしていただきたいと思うのであります。

更に、日向温泉の22年度の経営状況、この半年間ぐらいでどういう経営状況なのか、そしてこの22年度は、赤字解消のためにどんな工夫や努力がなされた運営がなされてきたのか、この収支の見通しについてお伺いしたいと思うんです。そして、市から当初予算で日向温泉に対する指定管理者に500万円の新たな支出をされておりますけれども、これらのお金はもう使われたのかどうか、この経営状況についても、この際、明らかにしていただきたいと思うのであり

ます。

次に、公営住宅の長寿命化計画についてお尋ねをいたします。

3月の本年度当初予算において、公営住宅等長寿命化計画策定委託料650万円が計上されているところでございます。そこで、計画策定の必要性、土別での対象となる市営住宅、市営住宅はせいぜい4階建て、そう古いやつはそう高層でもない、1階建て、2階建ても多いわけだけれども、長寿命化計画を委託するのに、なぜ650万の費用が必要なのか、市では、独自で計画をつくれなかったのかどうか、どんな検討をされたのか、委託料を積算したその基礎、それはどういうことを検討されて650万円という予算が計上されたのか、その委託料の積算根拠についても、この際、明らかにしていただきたいと思うのでございます。

更に、平成20年に策定をした土別市営住宅ストック総合活用計画、これがございますけれども、この20年度にストック総合計画をつくった段階、ここでは長寿命化の関係は検討されなかったのかどうか、こういうふうに随分計画が委託料として立てられるんだけれども、そういうストック総合計画の中できちんと立てたら、こういうことをやらないでも済んだのではないか。ストック総合計画と長寿命化計画との違い、そしてこれからの生かし方、これについてどうお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思うのでございます。

次に、公営住宅も入るんだけれども、市の公共建築物にかかわる耐震化対策についてお尋ねをしたいと思うんです。

土別市における、土別が開拓以来、今日までどんな地震に見舞われたのか、どの程度の地震だったのか、こういうことについてはどう把握されておられるのか、お尋ねをしたいと思うんです。菅原議員の質問にもございましたけれども、学校の耐震化、これの工事は23億もかかるんだという答弁がなされておりましたけれども、非常に耐震化に対するお金というのはかかる、そこで市の学校以外の、そして公営住宅も含めてだけれども、市の建築されている建築物、これはどの程度耐震計画が立てられてどう進行されていくのか、この点もお伺いしたいと思うんです。

それは、全体の耐震化計画、これはせんだって全議員に配られましたけれども、2月に耐震化計画が策定されていながら、なぜこれまで私どもに配付されなかったのか。結局、今度質問をする、慌てて出てきたということが否めないであります。情報をよく公開すると言うけれども、こういう冊子なんかは、やはりでき上がったら、早目に私どもにも情報を提供していただき、そして議論もさせていただく機会を早目に持たせていただきたいと思うんだけれども、これの提出がおくれた理由は何なのか、この点もお聞かせをいただきたいと思うのでございます。

また、建築基準法に定められている地震時における、いわば地域係数、これは地震の多いところなんかは係数が非常に高いと思うんだけれども、比較的地震の少ないこの土別の地方、ここなんかは耐震化係数は、それほど高くはないんじゃないかと思うんだけれども、全体の中で占める地域係数、これらについてもお示しをいただきたいと思うのでございます。

更に、市の公共建築物と同時に市内の事業所でありますとか、あるいは個人住宅の耐震化の促進、これらの目標と市民への周知はどのようになされていくのか。道なんかでは、耐震化工事を個人が行った場合も、それに対する資金の手当てなんかもされるようでございますけれども、それらの中身と、そして市民が耐震化に対する建築物の構造、これらに手を入れる、そのために市のいわば改築資金の20万円、住宅改修の20万円、こういうお金も利用できるのかどうか、この点もあわせて答弁を求めて一般質問を終わるものであります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から市立病院改革プランについて答弁を申し上げ、病床利用率の状況及び入院患者の動向等につきましては病院事務局長から、日向温泉については相山副市長から、公営住宅長寿命化計画に関する御質問については建設水道部長から答弁を申し上げます。

市立病院経営改革プランについて、何点かのお尋ねがございました。

初めに、平成21年度の改革プランの実施状況であります。40の取り組み項目のうち、継続実施、実施、そして一部継続実施となったものが34項目となり、その実施率は85%で、前年度より5ポイントの増加となったところであります。

具体的取り組みにつきましては医師及び看護師確保対策、禁煙外来の開設、検診体制の充実、住民に信頼される病院づくりのための各種対策などを実施したところでございます。ただ、今後の課題といたしましては、引き続き名寄市立総合病院との広域化連携の検討、地方公営企業法の全部適用の検討など、残されている項目がありますので、鋭意対策を進めてまいります。

次に、プランの数値目標の達成状況でありますけれども、経常収支比率は96.5%となり、医業収支比率は88.2%となりましたが、計画どおりの達成がなされていない状況にございます。特に経常収支比率につきましては、目標最終年度に経営黒字、すなわち100%以上となることが求められておりますので、今後とも、この引き上げをいたす方策を講じなければならないと考えているところであります。また、病床利用率や入院及び外来診療単価につきましては、外来診療単価で内視鏡センターの拡充の影響などもあり、計画を上回っておりますが、ほかには計画を下回っておりますので、改めて改善策を検討いたさなければなりません。

次に、改革プランの今後の見通しについてであります。現在の病院規模による運営につきましては、改革プラン策定段階の試算にあっては、一般会計からの繰入金が一程度増額となりますが、安定した経営が見込まれるものと判断いたしましたところであります。しかしながら、平成21年度決算では、一般会計から新たに計画外の多額の繰り入れが必要となり、また22年度の決算見通しにおきましても、ただいま御質問のとおり大変厳しいものが予測をされます。退職手当組合への追加負担等々も含めて、平成22年度の収支予測額につきましては、後ほど事務局長から答弁を申し上げます。

このことは改革プランにあって85%の進捗状況となっても、経営の立て直しにはなかなか結

びついていないという状況にあるものと判断せざるを得ません。これまでに決算及び決算見通しと改革プランが大きく乖離する場合、9月定例会において議会と協議する旨を本年第1回定例会の斉藤 昇議員の御質問にお答えしておりますし、第2回定例会の行政報告におきましても、同じ考えを報告いたしましたところであります。

ただ、院長人事問題も現段階においていまだ流動的でありますだけに、今後の病院のあり方につきましては、議会に素案をお示しできる段階には至っていないところであります。このため、これらの道筋が明らかになった段階で、方向性を含め、お示ししたいと考えているところであります。

また、吉川院長及び澤谷副院長が病院を退職することによる市民の不安についてであります。院長につきましては、定年により来年3月末日をもって、副院長は都合により9月末日をもってそれぞれ退職をいたす予定であります。院長は病院に27年勤務し、院長職としても23年近くになり、副院長にあっては通算21年勤務し、診療面に限らず経営面においても、常に先頭に立って対応に当たってこられました。斉藤議員お話しのとおり、この2人が病院から離れるとなると、市民に不安が広がるのは当然のことであります。市立病院は、この地域の唯一の病院として、市民の命と健康を守る上で大変重要な役割を果たしております。

幸いにして、澤谷副院長は地域医療に情熱を持ち、退職後も朝日クリニックと同時に病院にも勤務していただく予定にあるところであります。また、吉川院長の後任につきましては、私も院長とともに、先ほどお話しの方針の確保も含めて全力を傾注しているところであり、できるだけ早期に解決し、市民の不安の一扫を目指しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から退職手当組合の精算金及び病床利用率等々についてお答えを申し上げます。

初めに、菅原議員の御質問にもありました退職手当組合の精算額でございますが、これにつきましては、定年退職での精算額で約4,000万円、そして中途退職者が、先ほどの御答弁でも申し上げたとおり35名ということで、これが私どもとしては予測していなかったところでございますけれども、そういった方々に対する特別負担金が6,000万円の合わせて1億円になってございます。

次に、病床利用率の状況でございます。

初めに、22年度の4月から7月までの実質的な病床利用率であります。一般病床で86.1%、療養病床で64.2%となっており、前年と比較いたしまして、一般病床で4%、療養病床では27.4%の減となっております。

この減の主な理由でございますが、現段階で詳細な分析はまだされておられませんけれども、一般病棟にあつては、例えば整形外科等にあつては、手術の予約が21年度よりも少ない状況に

あります。こうしたことは、入院患者そのものも21年度より減の状況にある、こういったこともありますし、療養病床におきましては、やはり看護師不足から認知症にある患者につきましては、入院数に一定の制限をせざるを得ない状況にあります。また、退院におきましても、近年、介護施設が市内に充実されてきましたので、以前より退院そのものが比較的容易になってきたと、こういったことも療養病床の利用率が上がらない要因の一つと考えております。

また、市民が患者として旭川や名寄市立総合病院に入院されていることについてであります。少しデータは古くなりますが、4月から12月までの国保の高額療養費の保険者負担額からの推計でありますけれども、21年度は旭川にはこういった方々が45%、名寄には16%、そして病院には38%の、額からの推計でございますけれども、こういった患者の割合になっていると考えております。また、20年度は旭川で31%、名寄が24%、病院が44%となっておりまして、やはり患者の病状の動向等々によりまして、それぞれの違いは生じてくるものと考えております。

そこで、各疾病がどのようになっているのかということでございますけれども、ただいま申し上げた国保の高額療養費の保険者割合で推計いたしますと、やはり旭川とかに行かれています患者の病気等につきましては、例えばがん疾患、脳疾患、あるいはクローン病とか、私どもの病院では診療のできないもの、こういった方々の多くが旭川などに流れているものと考えております。

そこで、患者が市立病院に入院する場合でございますけれども、1つに、市立病院に診療科がなくて、直接旭川や名寄を受診する場合とか、2つ目には、市立病院で受診して、市立病院から他の病院へ搬送させる場合があるわけでございますけれども、その場合、21年度の実績でございますけれども、市立病院で診察診療できない脳疾患とか心疾患患者を搬送いたしているところでありまして、搬送件数203件のうち155件、76%が名寄市立総合病院に搬送いたしているところでございます。そして、残りの多くが旭川を中心に搬送いたしております。

また3つ目には、外来には眼科、泌尿器科、皮膚科など、旭川医大を中心に出張医が来て診療に当たっておりますので、入院が必要な場合には、この診療を与えた先生の指導のもとに旭川医大等を中心に入院の手続きをとっています。

それと最後でございますけれども、4つ目といたしまして、市立病院に診療科があっても、直接旭川等の病院に入院されている方もいる、こういうこともお伺いしているところでございます。市立病院といたしましては、ただいま菅原議員にもお答えいたしたところでございますけれども、入院患者の確保が利益を上げる最も有効な手段の一つと考えておりますので、医師、看護師の確保のみならず、例えば内視鏡センターのように病院の特徴を生かした診療を行うこととか、医療技術の向上はもとより、市民に信頼される病院としての接遇の改善、こういったことに努めながら、入院患者、外来患者等の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から日向温泉にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

日向温泉の施設改修方策につきましては、さきの第1回定例会におきまして斉藤議員への御質問にお答えいたしました。温泉施設を取り巻く情勢が大きく変化し、老朽化した現施設をリニューアルしたとしても採算性の確保は困難なことが予想されるなど、課題が明らかとなりましたことから、本年度は専門アドバイザーとしてはまなす財団から御指導をいただき、市の関係部署と指定管理者も含めた検討会を立ち上げ、地域住民の方々からの御意見もいただきながら最善の方策を鋭意検討し、方針を決定することとしたところであります。

この検討会は、4月に開始し、8月末までに現地調査も行いながら7回開催いたしました。また、この中で6月段階には、検討会での中間報告といたしまして議会全員協議会の中で、増改築を繰り返した現在の施設を単なる改修によるリニューアルでは、経営の継続は不可能との結論に至ったことを報告したところであります。

そこで、その後、今までの検討経過を取りまとめた報告書についてであります。ただいまのお話にありましたように、今月9日に、はまなす財団から提出を予定をされておりましたが、今後の施設の運営にかかわってまだ多くの課題整理が残っておりますことから、作業がおくれておまして、今月末の提出予定となりましたので、これまでの検討内容の要旨について申し上げたいと思います。

まず、現状の収支を踏まえ、運営収支が黒字となり、指定管理料による補てんが生じないような施設運営はどうあるべきなのか。そして、仮に温泉施設を新築し、継続して運営するとした場合、その施設規模や運営方法はどうかということについて議論に入りました。

そこで、本施設は利用者数の減により収支が悪化していることから、日帰り入浴、食堂、売店、宿泊とそれぞれ分類し、過去10年間の経営分析を行ったところであります。日帰り入浴につきましては、一般的に日帰り客が年間10万人いることが商業ベースとされている中で、日向での年間利用客は10年前には4万5,000人の実績であったものが、昨年は3万1,000人へと3割減、宿泊客についても1万人から4,000人へと6割減となっており、それに伴い食堂、売店の売り上げも減少しております。

こうした中で、改築した場合、どの程度の入り込み客を見込むことができるのかということが1つの課題となりました。また、もう一つ大きな課題となりましたのは、宿泊施設設置の有無についてであります。現在の旅館タイプのような常時宿泊客を受け入れする管理体制では、施設運営において多くの経費を要するわけであり、このため管理経費が節減できるような、自炊用台所のあるタウンハウス方式や別荘方式などによる対応は可能なのか、更にはそのようにした場合の利用見込みはどうかという、さまざまな角度から検討してきたところであります。

ただ、今回の検討の中では、10年前と同程度の日帰り入浴客の確保とあわせ、人件費やコストの縮減が可能となり、更には温泉の源泉も安定的に確保できることを前提とした場合においても、最大の経営努力などが求められるということもあります。加えてバスの効率的運行、隣接するスキー場、そして日向森林公園など一体となった利用など、整理する課題も明ら

かとなってきております。報告書につきましては、これらの内容に沿ったものとして作成されるものと考えております。

また、今後の取り組み方についてここでお話をさせていただきたいと思いますが、これまでお聞きした市民の御意見としては、現在の経営状況は理解するものの、地域の会場場所として活用できる唯一の施設であり、存続を前提として収支に見合うものとして、コンパクトでもいいから新築願いたいとの地元からの御意見や、一方では、同様な公共施設の経営収支が悪化する中で、民間施設でも同様な状況から果たして利用客を確保できるのか、あるいは地域の要望は理解するものの、市全体として次世代に負担とならないような最善策を模索すべきなどの御意見もありました。

続いては、検討会においてさきに申し上げました課題について十分な整理を行い、11月には議会全員協議会を開いていただき、そこで方針案についてお示しをし、年内には最終的な決定をしてまいりたいと考えております。

近年の社会経済の情勢を背景として、近隣や道内の同様の施設では経営難、あるいは閉鎖する事例なども見られるなど大変厳しい環境下にありまして、この決定に当たりましては、その一つとして苦渋の選択をしなければならないということも考えられますだけに、指定管理者や地域住民の方々との協議のもと、市民の御意見をいただきながら、議会にお諮りをして慎重に当たってまいりたいと考えております。

次に、指定管理者であります北ひびき農協は、指定管理を引き受けてくれるのかというお尋ねであります。このことにつきましては、農協とも十分に協議を行う中で、引き受けていただけるということを前提として、今日の検討があるものであります。そのようなことから、検討会には農協からも参加をいただいております。現場の御意見をいただきながら協議を進めているところでありまして、検討会での協議内容につきましては、役員会等において報告がなされており、更に、6月の議会全員協議会において中間報告いたしました改修によるリニューアルでは経営が継続できないという、大きな判断が必要となった場面においては、理事会においても諮られてきたところであります。

そこで、今後の取り扱いについてであります。ただいま申し上げましたとおり、これまで検討してきた内容を詳細に精査し、11月の議会全員協議会で方針案をお示しすることとあわせ、農協にもこの案をお示しし、内部協議をいただきたいと考えておりますが、まずは議会の御意見を伺い、施設設置者であります市としての方針を最終的に決定しなければなりませんので、農協とはその方針を決定した後、直ちに具体的な協議に入りたいと考えております。

次に、JA北ひびきとたよる振興協同株式会社との関係についてであります。日向温泉につきましては、昭和58年以前に土別森林組合が実質的所有運営をしておりましたが、昭和58年にその施設と運営が市に移管されました。そこで、その時点において市は、当時の多寄農協へと業務の運営を委託するということになりました。その時点において、当時の多寄農協は農協法に基づいて、農協の定款の中に農協の業務に必要と認められた場合は、子会社を設けることがで

きるとされておりましたため、日向温泉を経営するために、日向振興協同株式会社を子会社として設立したものであります。

また、この子会社の管理運営に当たっては、管理規定を定め、農協の理事会での承認事項となっておりますことから、現在の北ひびき農協と日向振興協同株式会社とは一体的であると、私どもは考えているところであります。

次に、たよる日向振興協同株式会社がどのような事業を行っているかということですが、ただいま申し上げましたように日向温泉を経営するために設立された会社でありまして、この会社の定款の中に宿泊施設の経営、食堂、売店の経営、これに附帯する業務を行うということになっておりますので、日向温泉の運営そのものが事業の内容となっておりますと考えております。

また次に、日向振興協同株式会社の役員はだれかということですが、さきに申しました当時の多寄農協がこの会社を設立するに当たりましては、その出資が多寄農協と当時の多寄農協の全役員ということになっておりまして、現在、北ひびき農協となっておりますが、その形態を受け継いでおりますので、日向振興協同株式会社の役員につきましては、農協の役員が当たられているということでございます。

次に、JA北ひびきは日向温泉の経営に最終的な責任を負うのかということですが、さきに申しましたとおり、現在の北ひびき農協と日向振興協同株式会社は一体的というふうに考えておりますし、また私どもが指定管理を結んでおりますのは北ひびき農協でありますので、最終的な責任は農協がとるというふうに考えておりますし、これまで農協との協議の中でも、そのようなことは確認されてございます。

次に、本年度の運営状況についてであります。

今年2月から7月までの半年間の実績といたしましては、前年実績対比で申し上げますと、日帰り客が1万5,000人から1万4,300人へと5%の減、宴会者数が3,800人から3,500人へと9%減、宿泊者数が2,100人から1,700人へと18%の減となり、総売上額も3,200万円から2,700万円と16%の減となっております。このようなことから、これまでの収支状況といたしましては、市からの指定管理料500万円のうち支払済額450万円などを含みまして、7月末の当期利益金では88万円の赤字となっております。昨年同期の実績では赤字額が470万円でありましたことから、指定管理者料の充当によりまして運営が保たれているものと考えられるわけでありまして。

また、本年度の新たな取り組みといたしましては、入館券のまとめ買いへの特典の付与、温泉施設での地元野菜直売会の実施、更にはサフォークメンチかつ丼などの新しいメニューの追加や昨年に引き続いて最北インターチェンジキャンペーンへの参加など、集客活動に努力はいたしておりますものの、今後の半年間において、本年度計画した経営の収支目標を達成できるのかということについては、これまでの状況から若干の懸念が残るところでもあります。

したがって、今後、指定管理者と一体となって収支バランスの改善に向け、何ができるのかなど、この後、秋の行楽シーズンでもありますし、そして年末年始に向けた利用客の誘致

ということも含めまして、農協においても一層の経費削減と、そういったことに向けた努力をするということを確認されておりますので、早急に協議を行いながら、経営の改善に向けた対応に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から公営住宅長寿命化計画についての御質問にお答えいたします。

国は住宅政策に関し、平成17年9月に社会資本整備審議会から新たに住宅政策に対応した制度的枠組みについての答申を受け、住宅政策全般に対する抜本的な改革を示した住生活基本法を18年6月に制定したところであります。この基本法につきましては、社会経済情勢の著しい変化による住宅ストック量の充足や本格的な少子・高齢化と人口、世帯数の減少等に対応し、量から質への新たな住宅政策を転換する必要が生じたことを背景とし、住生活の基盤である良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、居住の安定の確保などを基本理念としております。このことを受け、国の住生活基本計画や北海道住生活基本計画が策定され、各市町村においても上位計画との整合性を図りながら今後の住宅政策を進めるため、独自の計画を策定することとされたところであります。

本市におきましても、人口の減少と少子・高齢化に伴い、世帯規模の縮小、家族構成の多様化を初めとした社会情勢の変化により、公営住宅施策においても大きな転換を求められておりますことから、土別市公営住宅ストック総合活用計画を20年3月に策定いたしましたところであります。その計画期間は20年から29年の10カ年とし、良質な住宅のストック、だれもが安心して安全に暮らせる住宅、雪に強い住宅、地域の特性に配慮した住宅、市営住宅情報の提供の5つを基本目標とし、推進してきたところであります。

しかしながら、その後、国におきまして更なる公営住宅の長寿命化の推進や効率的な事業に基づく維持管理計画の策定を求めるとともに良質な住宅ストックを図るため、敷地条件、公営住宅の整備状況、建設からの経過年数や経年による劣化状況等に応じ、修繕、改善及び建てかえなどの活用手法を定め、長期的な維持管理を実現するとともに、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定めることにより、更新コストの削減を目指すこととされたところであり、現在の公営住宅ストック総合活用計画を包含した新たな計画を策定することになったところであります。

こうしたことから、21年度に地域住宅交付金制度の改正により、制度の内容拡充が図られることとなり、市町村に対し北海道建設部長を通じ、公営住宅等長寿命化計画策定の推進についてによりまして、早期に長寿命化計画を策定することとされました。その計画に基づいて行う改修工事につきましては、従前の手法と比較して耐久性が向上するもの、躯体への経年劣化による影響が軽減するもの、維持管理が容易となるものなどが長寿命化型改善事業として交付金の対象となるなど、範囲が拡大されることとなったところであります。例えば、外壁や屋根改

修等の工事についても、その条件が満たされた場合には交付対象となるものであります。

なお、国が21年3月に示しました公営住宅等長寿命化計画策定指針におきまして、公営住宅整備事業や改善事業に係る地域住宅交付金の交付要件に当たりましては、公営住宅等長寿命化計画に基づいて行うこととなり、当該事業に対する助成の前提となる計画となりました。26年度以降につきまして、本計画に計上された事業以外は、地域住宅交付金の助成対象とならなくなるものとされたところであります。

この長寿命化計画の期間は23年度から32年度の10年間とし、更に構想期間として33年度から42年度の10年間と定めているほか、計画内容につきましては社会情勢の変化、事業の進捗状況等に応じ、おおむね5年ごとに内容の見直しを行おうとするものであります。

そこで、本市におきまして公営住宅が28団地、1,169戸と、特定公共賃貸住宅3団地、32戸を管理しておりますけれども、団地内のすべての住戸で耐用年限を超えている団地が5団地の208戸、一部の住宅で耐用年限を超えている団地が5団地の155戸もありますことから、今後はこれら公営住宅の建てかえを重点課題として取り組むこととし、あわせて他の団地の改善を行い、良質な住宅の保有率を高めていくことが求められているところであります。

このため長寿命化計画の23年度実施に向け、本年度におきまして計画を進めるため、当初予算に計画策定業務委託料650万円を計上したところでありますが、その算出根拠につきましては、本市の住宅に関する基礎調査、公的住宅に関する基礎調査、長寿命化に対する基本方針、改善事業等の年次プログラム等々をです、策定するための直接人件費として223万3,000円、それをもとに間接経費を算出するわけですが、諸経費8%、それから技術料経費、それを加えての20%ということで312万6,000円、それに直接経費といたしまして旅費ですとか、印刷料等々で87万8,000円といった内容で650万円と算定したところでございます。

これをもとに6月に、7社による入札を実施いたしましたところ、株式会社シー・アイ・エス計画研究所が落札をし、612万1,500円で業務委託の契約を交わしたところであります。この事業委託の期間につきましては、23年3月18日までとなっております。

なお、本事業は、地域住宅交付金基幹事業の対象となっておりますことから、事業費の45%に当たる275万4,000円の交付金が充当となるものであります。

本計画策定に当たりましては、老朽化住宅の早期解消を目的とした現在の士別市公営住宅ストック総合活用計画に加え、長寿命化を図るために必要となる長期的な視点に立った計画的な修繕計画を定め、建てかえ、改善、修繕、維持保全及び用途廃止の活用手法を団地別、住棟別に策定するものであります。

なお、対象団地といたしましては、現行の市営住宅ストック総合活用計画も踏まえますことから、建てかえとして寿団地、つくも団地、西栄団地、水郷団地、東雲団地、桜丘団地のうち3棟24戸、西団地、上土別団地、多寄団地、三望台団地を考えております。また、改善事業といたしましては、北川団地、桜丘団地のうち2棟8戸、一二三団地、もみじ団地などを想定しているところでございます。

策定に当たりましては、庁内において策定委員会を設置し、現況の分析、基本方針の策定、事業プログラムの策定協議を行い、ストック総合活用計画策定時に実施いたしました入居者アンケート結果を十分に取れ入れるほか、今回新たに必要となる項目についてアンケート調査も実施する中で進めてまいりたいと存じます。また、北海道が指導、助言を行うとされておりますことから、策定中間時には報告を行い、専門的な立場から提言をいただくなど、幅広い御意見をいただきながら策定を進め、既存公営住宅を有効活用するとともに良質な住環境の整備を図るなど、本市の公共住宅施策の推進に努めてまいります。

次に、公共建築物等における耐震化の促進についてのお尋ねがございました。

本市における今までの地震といたしましては、11年に釧路支庁中南部で、15年に釧路沖地震と十勝沖地震、16年には釧路沖及び留萌支庁南部を震源とする地震などでありまして、有感地震も発生したところでありますが、その震度は最大でも3となっております。したがって、幸いにも特筆すべき被害はなかったところでございます。

また、耐震化に関します建築基準法による構造基準のうち、地震時地域係数は法施行令第88条に規定されており、その地方における過去の記録に基づく地震による被害及び地震活動の状況、その他地震の性状に応じて1.0から0.7までの範囲において国が定めております。この中で、地震の比較的少ない地域では、その設計震度を地震の発生頻度に応じ低減することとなっております。また、本市の地震地域係数は0.8と定められております。この係数をもとに建物構造の安全性を確認しているところでございます。

しかしながら、近年、全国的に地震が頻発し大きな被害が発生しているほか、大規模な直下型地震の可能性も指摘がされておりますことから、国は平成18年1月に建築物の耐震改修の促進に関する法律を改正し、安全・安心なまちづくりを実現するため、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が位置づけられたところであります。

更に、同年建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針が示されまして、北海道はこの方針に基づき18年12月に北海道耐震改修促進計画を策定し、その中ですべて市町村において、耐震改修促進計画の策定に努めることとされました。本市におきましても、21年10月に土別市耐震改修促進計画を策定し、北海道との協議を本年2月終了したところであります。計画期間は国が定めました27年までとしたところであります。

そこで、斉藤議員御指摘のありました、この配付が非常におくれたというところでございますけれども、国と道とです。協議をする間に一定の時間を要しまして、製本作業から完了までの間に若干不手際がありました。この部分につきましては、計画書の第6章で耐震化に向けた啓発及び知識の普及を進めていくというふうに記載をしております。相談体制や情報提供の必要性というものを言っておきながら、このような結果になりましたことはですね、非常に反省をしておるところでありまして、今後におきましては、常に部内でもそういった点検を怠らないように留意してまいりたいというふうに存じているところでございます。

そこで、本市計画における地震の想定についてでございますけれども、北海道の耐震改修促

進計画の中で示される区分が3種類とされまして、1つは海溝型地震とされまして震度は4以下、2つ目は内陸活断層で起こる地震でございまして震度は5弱以下、3つ目は全国どこでも起こり得る直下型の地震とされまして震度6弱の揺れが本市においても予測されるところとなっております。

本市の耐震化の状況でございますが、特に多数の方が利用される市有建築物につきまして、旧耐震基準による昭和56年6月以前に建てられた建物は用途や階数、床面積により一定規模以上の特定建築物を最優先に耐震診断を行うとし、その他の特定建築物は順次耐震化対策に沿って耐震診断調査を実施し、耐震性能の判定を行い、耐震診断結果の公表を行うこととしております。

また、斉藤議員からお話しのありました公営住宅についてでございますが、昭和56年以降の新耐震基準で建設したもののほか、低層住宅につきましては目視による診断により耐力度が確認をされているところでございますが、その一部を栄団地としております駅前ビルを除きましては、全団地倒壊のおそれはないといった結果が出ているところでございます。

また、民間住宅の耐震化目標といたしましては、7年1月に発生いたしました阪神・淡路大震災における人的被害の約9割が住宅や建築物の倒壊に起因するものでありましたことから、市民の安全・安心を確保するため、国の方針を踏まえ、目標年の27年までに住宅については9割の耐震化を目指すとし、本市ではその住宅総数は1,388棟になるものと想定をしているところでございます。

次に、民間建築物では工場や店舗などで3階建て以上、かつ床面積の合計が1,000平方メートル以上のものが特定建築物となりまして、現在23棟ございます。そのうち56年以前に建築されたものは12棟でありまして耐震診断を実施し、耐震性があると確認された1棟を除く11棟につきましては、今後、北海道と連携を図りながら、所有者に耐震化を促すことといたしております。ただ、民間住宅及び民間建築物の耐震化を促進するためには、建築物の耐震化や地域防災対策等につきまして、所有者みずからの問題、地域全体での問題としての意識を持ちながら取り組みを進めることが不可欠でございますし、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判定された場合は補強工事を行わなければならない、その内容については多額の費用負担が必要となります。

斉藤議員お話しのとおり、特に個人住宅につきましては、住宅改修助成制度もございまして、その対象になるのかというお尋ねでございましたけれども、住宅につきましては、目標も9割と設定しておりまして、対象の棟数も多いということがありますので、円滑な目標に向けた支援というのが必要だというふうに考えております。現時点では、本市が取り組んでおります士別市住宅改修促進助成事業において補強工事といったものもその対象となっておりまして、当面は本制度を活用した耐震化促進を積極的に周知してまいりたいと考えてございます。

また、昭和57年1月1日以前に建てられた住宅を耐震改修を行い、その結果、倒壊しないと判定されます上部構造評点が1.0以上となる場合につきましては、その証明をしたものにつき

ましては、固定資産税額が2分の1に一定期間低減されるといった制度もございまして、既に市のホームページのほうでお知らせをしているところがございます。更に、戸建て木造住宅の耐震診断につきましては、北海道が行っている無料耐震診断などの制度もございまして、ただいま申し上げました支援内容とあわせて積極的な活用について広報やホームページを通じ、耐震化促進の啓蒙啓発に今後は努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思いません。

以上申し上げて御答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 日向温泉について若干再質問をいたしたいと思えます。

日向振興協同株式会社、農協の役員が会社の役員だところおっしゃって、その名前は明らかにされなかったわけでありましてけれども、この代表取締役は、市議員でもある丹 正臣氏であります。そして、この方は筆頭JA北ひびき農協の副組合長でもあろうかと思うんだけれども、この会社の代表取締役である丹さんも、日向温泉の検討にこれまでずっと加わって論議をなされてきたのか、この代表取締役の最高責任者からどんな意見を出されていたのか、そして、会社の代表取締役でありますから、日向温泉の経営には大きな責任を持っていると思うんだけれども、責任の立場というものはどういう立場にあられるのか、市として、どうとらまえているのか、この際、承っておきたいと思うんです。

そして、これは建設会社でありますとか、市との請負契約を結ぶ場合には、おおむね50%以上の請負契約を結ぶ会社の社長はできないというふうになっていると思うんだけれども、指定管理者の場合は、市議員がなることもできると、こうはなっていると思うんだけれども、この指定管理者制度の市議員がこのように最高責任者になって、そして、予算や決算の審議に加わっても、これらに関することについては、審議は十分にできない、本人がですよ。それに加わるとしたら、大変なことだと私は思うんだけれども、こういうことをかんがえた場合に、この会社の代表取締役を外れて、そして議会に出てくるという、そういうような案が農協から申し出がなかったのか、あるいは市としては、この事態を何でもないと感じて、これまでこられたのかどうか、この点、考え方をこの際、承っておきたいと思うのでございます。

それから、副市長の答弁では、本年度の経営、これからあと半年、この会社の営業年度は2月から翌年の1月までですから、あと今、2月から7月までの470万円ほど、市の指定管理者料が使われているというふうに答弁されておりましたけれども、そうすると、この8月から1月まで、来年の、この中で赤字の関係ではほんの若干というふうな感じ、軽い言葉をおっしゃっていましたがけれども、その言葉に間違いはないのか、この半年間で500万近い赤字が出ているわけだけれども、本当に22年度の決算では、これ以上の赤字は見込まないでもいいというふうに考えているのか。もし、赤字が出たらどう対処されるのかこの点も含めて、この際、答弁を求めておきたいと思えます。

以上で再質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、日向振興協同株式会社の社長である丹議員がですね、この検討にどう加わってきたのかということでございますけれども、この検討会を立ち上げる前から、日向温泉の経営につきましては、JA北ひびき含めてですね、日向振興協同株式会社といろいろな協議をさせていただいてきておりますし。そのときには日向温泉の現場ですね、施設をどうするかということなどなどにつきましては、社長である丹議員ももちろん参加して、私どもも参加しながら話をしてきておりますし、検討会立ち上がったからでございますけれども、検討会につきましては、実務的な検討会ということで、この検討会自体にはですね、社長が出席する、あるいは市からもですね、私どもが出席するというのではなく、あくまでも担当段階で検討会を進めておりますけれども、その報告はですね、日向振興協同株式会社におきましても、その中でですね、十分に社長も含めて検討はされているというふうに考えておりますし、もちろん私どもも、どこまで進捗しているということにつきましては、市長も私も含めてですね、逐次報告を受けながら、そして私どもも意見も述べながらですね、進めてきているということでございますので、社長の御意見はですね、この検討会の中にも十分反映されているというふうに考えております。

また、経営についてもですね、もちろん社長でありますので、正式に会社とですね、市との協議の場ですね、社長から御意見を伺う場合もありますし、また日々ですね、市のほうにおいていただいておりますので、そういった経営についての御相談を受けるといってもございますので、そういったことの中からですね、会社の経営に対しても会社内ですね、しっかりと社長の意向が伝わっているものと考えてございます。

それと指定管理に関して、先ほど北ひびき農協とこの会社がですね、一体的という中で、それが斉藤議員の御質問ではいわゆる地方自治法ですね、兼業禁止に当たるのかというようなことだと思いますけれども、兼業禁止につきましては、市と相手方との間にいわゆる請負などの取引関係がある場合にですね、そういった兼業禁止ということに配慮しなければならないといえますか、そういったものが規制がかかるわけございまして、斉藤議員のお話にありましたように、相手方がですね、市との取引の中で、会社全体の50%以上の取引が市とあるというような場合は、それはもうそういった取引はできないということになってございますけれども、指定管理につきましては、指定管理者がですね、市にかかわって運営するという、そういった取引関係の請負とは違ってですね、一つの行政代行するという、行政処分的一种として解釈されておりますので、その中ではですね、議員の方がですね、そういった代表の立場についておられても、特に地方自治法に抵触するようなことはないというふうな解釈が一般でございます。

ただ、指定管理におきましても、やはり市の施設を管理するということになりますと、公明公正ということがですね、第一に求められるわけでありまして、北海道のようにですね、独自に規制をかけているということもございます。

次に、予算、決算のですね、こういった場にもですね、そういった代表されてる方が出てく

るということにつきましてはですね、これまで実際、農協と私どもとの間ですね、そういったことを論議したということはありません。ただ、今御指摘がありましたので、今後のこういった場ですね、当事者としておられるということは問題があるとすれば、どういうことなのかということも含めまして、私どもなりにですね、検討させていただきたいというふうに思います。

それで、今後のですね、これまでの状況で先ほどの収支状況についてはお話ししたとおりでございますけれども、それで今後どうなるかということでありまして、農協とですね、私どもも指定管理料500万お出しして、そして1年を通してどうなるかということは、非常に気にかかるということでありまして、そういったことですね、農協ともお話しさせていただいております。それで、今後の見通しとしてですね、指定管理、農協からお話ししていただいておりますのは、先ほど申しましたこれからの秋の行楽ですとか、年末年始の集客だとか、そういったものをきちっと図っていくということとあわせて、これからまだですね、収支で詰めるといったようなこともですね、縮減できるところは縮減していくということで、これまでの上半期のようなですね、状況には至らないというお話もでございます。

ただ、これがですね、本当に最終的にそうなるかといったことをですね、ここで確かにそうですといったようなお話しはできないわけでございますけれども、何とも赤字がですね、これ以上出ないというか、指定管理の中ですね、おさまるような営業をしていただくということで、今、農協とですね、お話をさせております。ただ、仮に出た場合につきましてはですね、これは今年度の当初から別途協議させていただくということになっておりまして、基本的には指定管理の500万の中でやっていただくという当初のお話がございますので、そのようなことを基本としながらですね、またいろいろな要素も出てきますので、その中で協議の内容もですね、かなり当初の状況と変わるといった場合もあるかもしれませんが、基本はただいま申し上げましたようなことを基本として、協議させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。（降壇）

議長（山居忠彰君）　ここで午後3時まで休憩いたします。

（午後　2時45分休憩）

（午後　3時00分再開）

議長（山居忠彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番　出合孝司議員。

7番（出合孝司君）（登壇）　平成22年第3回定例会に当たり、さきに通告したとおり一般質問をいたします。

まず、1点目は、職場におけるメンタルヘルス対策についてであります。厚生労働省では、

国、事業者、労働者を初めとする関係者が一体となって、総合的かつ計画的に労働者の安全と健康を守り、労働災害防止対策の取り組みができるよう労働安全衛生法の規定に基づき、第11次労働災害防止計画を策定したところでございます。この計画では、平成20年度から24年度までの5年間に実施すべき主な取り組みが示されており、その一つにメンタルヘルス対策の推進が挙げられております。

そこで、本市の取り組み状況についてであります。本市では、ここ数年、予想を大幅に上回る職員の減少が続いており、またスタッフ制の導入などによる職場環境の変化や業務量の増大から仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる職員が多くいると思いますし、今後ますます増大することが考えられるわけであります。このことから、本市においてもメンタルヘルス対策を早急に講ずる必要があるというふうに考えますが、その取り組み状況、どのような取り組みをしているか、まずお知らせを願いたいと思います。

次に、その対策の内容について2点、私の要望を提案したいと思います。

1点目は、医師による面接指導制度の導入、そしてもう一点は、職場復帰支援の確立についてであります。

心の病気については、その評価は容易ではなく、更に心の問題の発生過程には個人差が大きいため、そのプロセスの把握が困難であること、このことから専門家の面接指導が必要と考えますし、また、体の健康に比較して職場配置、人事異動、職場の組織などと密接に関する要因によってより大きな影響を受けることから、職場復帰についても十分な配慮が必要と考えられますので、この2点について、ぜひ対策の中に入れていただくようお願いを申し上げます。

次に、まちづくりの推進についてであります。

私は、愛する土別市を少しでも元気にしたい、笑顔あふれるまちにしたいという思いから、2点の施策について提案をしたいと思います。

まず、1つ目は、まちの駅の取り組みについてであります。

このまちの駅の取り組みは、平成10年に長野県、山梨県、静岡県の中の10市町村で取り組みが開始され、現在では全国で約1,100を超える駅が設置をされておりまして、全国組織のまちの駅連絡協議会も設立されているところでございます。この協議会の設立趣旨を見ますと、まちの駅は市町村の行政域を超えた連携を目指して、地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人との出会いと交流を促進する拠点です。また、まちづくりの拠点となり、地域内の連携を強化しながら、他の町とともに連携する拠点としての役割を担うものです。本協議会は、まちの駅に取り組んでいる市町村、団体などがまちの駅の設置を通して、地域やセクターを超えた交流連携活動を行い、豊かなまちづくり、国づくりのためにネットワークをつくることを目的としますという趣旨のものであります。この設立の趣旨、考え方が市町村だけではなく、民間企業や住民活動団体、NPO団体からも自分たちのまちを活性化するキーワードとして近年注目をされているようであります。

まちの駅への参加状況を見てみますと、合併後の市町村間の情報交流、協力体制づくりのために行政がバックアップする形で民間施設、商店などを公募し、ネットワーク化を図る方法、また民間、市民ベースでも商店や商工会議所、自治組織などの既存の枠組みを超え、まちの駅に取り組むための団体を新規に立ち上げるなど、さまざまな方法、形態での参加があり、その取り組みはパンフレット、マップなどを共同で作成したり、スタンプラリー等のイベントの開催、また一例として、静岡県富士市のまちの駅では、地域安全・安心ステーションとして、警察、市と協力しながら110番の家、市民への防犯情報の発信、防犯ボランティア立ち寄り所として機能するなどなど、さまざまな取り組みをしております。私は、まちの駅の取り組みは多くの地域とのネットワークがつかれる、また各種イベントの展開によるまちの活性化が図れるものだというふうに考えますがいかがでしょうか。

2つ目は、土別発インキュベーション事業の創設であります。

このインキュベーション事業は、国の緊急雇用対策の一環として平成21年度の第2次補正予算で、地域社会雇用創造事業の一つとして実施されたもので、事業の概要は事業プランを全国から公募し、採択された事業に対し起業家のスタートアップ支援のため、起業支援金300万円を提供するというものであります。

土別市の人口減少の大きな要因に働く場所がないということがあります。本市は、これまで企業誘致等々に取り組んでまいりましたが、現在の経済状況を考えると、新たな企業誘致は非常に難しい状況でありますし、またそれらは抜本策にはならないと考えます。

ふるさとで働く場所がなければ、自分たちで起業をし、働く場所の確保を目指そうというのが土別発インキュベーション事業の創設であります。例えば、土別の資源を活用した起業家を募集する、また米粉を使った製品開発を行う起業家を募集し、採択された起業家に対し、資金面も含めた各種の支援を行うというものです。

これからの地方自治体は、知恵を出し、能力を発揮したふるさとでの起業こそが地域の活性化、再生につながるものと考えますがいかがでしょうか。市長の前向きな答弁を期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 出合議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私からメンタルヘルス対策について答弁申し上げ、まちづくりの推進については経済部長から答弁申し上げます。

メンタルヘルス、いわゆる心の病のケアにつきましては、現在、全国的に公務、民間を問わず大きな課題となっており、平成20年3月、厚生労働省は第11次労働災害防止計画の中で、働く方々のメンタルヘルス対策について定めたところであります。

そこで、土別市におけるメンタルヘルスへの対応でありますけれども、平成17年から職員研修のカリキュラムに取り入れ、現在まで112名が受講し、平成18年には各職場にメンタルヘルスに関する書籍を配布するとともに、職員全員に自己啓発資料として、「心の健康1分間アド

バイス」を配布し、メンタルヘルスへの自己診断を実施いたしたところでもあります。更に平成19年にも全職員に対し「らくらくメンタルヘルス」を配布するとともに、職場研修等に活用できるDVD「職場におけるメンタルヘルス」を購入したところでもあり、職場での研修などを通じ、メンタルヘルスに対する啓発を継続しているところでもあります。

今後においても、特に衛生管理者、産業医、職場代表や衛生に関する知識及び経験を有する職員で構成しております衛生委員会等において、この活用を図ってまいりたいと考えております。また、職員の健康保持については、庁議等を通じ機会あるごとに私からも指示しているところでもありますし、職員からの市長への手紙などでも、それぞれが有する悩みなどを寄せいただければとも考えているところでもあります。

次に、医師による面接指導制度、職場復帰支援の確立についてであります。

現在、士別市におきましては、保健福祉センターの衛生管理者が各種相談に当たるとともに、長期病気休暇者等が職場に復帰する場合の対応につきましては、さきに申し上げました衛生委員会において心の健康の保持、増進のための手法を検討するとともに、本年2月から円滑な職場復帰と再発防止を図るため、本人、家族、主治医を含めた職場復帰プログラムの検討を進めております。ただ、出合議員お話しのように、最近では社会が大きく変化し、行政を取り巻く環境、職場や職員の意識も以前と変わってきており、職員が感じるストレスも仕事によるものだけでなく、個人個人がそれぞれ有するプライベートな事案、例えば自分の病気や家族に関する悩みによるストレスなど、多岐にわたる傾向が見受けられ、今後より専門的な対応が求められるものと考えております。

現在、旭川医科大学が上川町村会との委託契約により、それぞれの町村に勤務する職員のメンタルヘルス相談業務、職場研修の講師を養成する業務や健康管理に関する業務を行っておりますが、本市におきましても、こうした専門機関などとの連携による職員の健康管理の可能性について情報収集に努めるとともに、メンタルヘルスは個人の意思を最大限尊重しながら対応することも必要なことから、それぞれのケースに即して対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げて私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私からまちづくりの推進についてお答えをいたします。

まず、まちの駅の取り組みについてでございますが、まちの駅は、平成10年に地域連携推進に向けた市町村ネットワークの形成のため、拠点づくりとして取り組みが始まり、現在、実験的な設置も含めると、全国で約1,700カ所で取り組まれております。また、道内においては帯広市や砂川市など、5つの市や町で19カ所のまちの駅が設置されているところでもあります。

そこで、まちの駅の取り組みにつきましては、多くの地域とのネットワークづくり、また各種イベントの展開によるまちの活性化が図られるのではないかとのお尋ねでございます。

まちの駅は地域の交流、情報の発信、安全・安心な暮らしや産業など、あらゆる分野で各種の活性化や地域づくりの一翼を担っているようでもあります。本市においても中心市街地、ある

いは中心商店街の活性化は取り組むべき大きな課題となっており、現在、土別商工会議所が主宰となって、市内の若い担い手の方々で構成される土別まちづくり推進協議会の中で、種々検討をいただいているところでございます。

また、先般、庁内関係部局によるまちなか居住推進プロジェクトを立ち上げたところであり、今後、まちづくり推進協議会と連携し広く市民の意見を伺いながら、中心市街地の活性化について検討を進めてまいりますので、そうした中でまちの駅につきましても、各種の事例を調査をしながら、本市に合ったまちの駅について検討をしてみたいと存じます。

次に、自分たちで事業を起こし、働く場所の確保を目指すため、土別市独自でインキュベーション事業を創設してはどうかとのお尋ねであります。

現在、市といたしましては、土別市中小企業振興条例により、中小企業の自主的な経営努力を助長し、企業の近代化の促進を図るために各種助成策を講じているところでありますが、みずから事業を起こそうとする方に対しましては、新規開業等支援事業により新規開業または新分野事業を展開する場合の助成や商店街活性化事業の中で、空き店舗を活用する場合、あるいは店舗を改修する場合の費用の助成、更には資金の融資制度の現段階においてこうした制度をもって支援が可能なものと考えておりますが、しかしながら、いまだに経済状況が回復せず、働く場の確保が難しい中、地元の資源を活用した新たな事業をみずから起こす意欲ある起業家を育てていくことは、今後の本市産業の振興と雇用の確保に大きく寄与するものと考えております。

したがって、起業を目指す方に対しましては、できる限りの支援をしてみたいとともに、米粉やまさかりかぼちゃなど、どのような素材をもってどのような業種が可能かなど、地域性の高い起業の募集について研究をしてみたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 2番 十河剛志議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 平成22年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

第2回定例会で一般質問させていただいた市長室開放事業を8月24日に実施していただいたことに対し、牧野市長を初め各関係職員の皆様には感謝申し上げます。また、行政サービスの改善と向上を図るため、市民の声ボックスを9月1日より市内25カ所に設置しました。市民の行政に対するさまざまな意見を聞き、数多くの市民の皆様と対話を基本に調和して、市民の輪を重んじながら、職員と力を合わせ、一層市民が主役のまちづくりを目指していただきたいと思います。

1つ目に、牧野市長の所信表明でのやさしいまちの創造の中で、依然として全国的な少子化の流れに歯どめがかからない中で、本市においても、主に若年層の減少や子育て等の生活不安などを背景に、出生数は減少し、更なる少子化の進行が懸念されているとっておられます。その取り組みとして子育て応援室の設置、小学生以下の医療費の無料化、中学生の入院時医療費の無料化、ひとり親世帯に対する支援、放課後子ども教室、子育て支援パスポート事業など、

士別を子育て日本一のまちにするための環境整備を着実に進められておりますが、子供を安心して産める環境づくりの取り組みもしていただきたいと思っております。

私は、先ほどの菅原議員と同じで、本市に出産できる施設がないことに危惧している一人として調べましたところ、美幌町で平成19年10月より妊婦エントリーネット119という取り組みを実施していることを知りました。妊婦エントリーネット119は、事前に氏名、住所、連絡先、出産予定日など母体の状況、受診中の医療機関、担当医などの情報を事前に登録しておき、万が一の出産時の陣痛や破水が始まったとき、腹部に強い張りや出血などがあり、緊急な治療が必要なときに119番に連絡し、救急隊により緊急に搬送する必要があると判断したときに御自身または家族など、関係者で病院へ搬送するための適当な手段がない場合や救急車でなければ搬送が不可能な場合、救急車にて北見や網走の産婦人科へ迅速に搬送するものです。

事前に登録することによって、妊婦の方のかかりつけ病院への直接搬送や医師からの適切な指示も得られ、時間短縮などが図られ、出産の控えた妊婦を守るシステムです。このシステムを始めて1年6カ月で6件の搬送をしているとのこと。また、美幌町では医療従事者、救急隊員が看護大学の助産師さんからの分娩介助にかかわる講習を受け、体制を整えています。

各自治体で産科医などの問題もあり、出産に対応できる医療機関がなくなっている状況なので、妊婦の不安を少しでも解消するために美幌町、津別町、清水町、厚沢部町がこのシステムを導入しております。本市での母子手帳の申請は年間130人前後あります。このようなシステムを導入し、母子手帳の申請時にシステムの説明をして登録を呼びかけ、妊婦の不安を少しでも和らげ、安心して子供を産める環境づくりをしてはいかがでしょうか。

2つ目に、国民健康保険の特定健診、保健指導についてであります。

現在、特定健康診査、特定保健指導とこくほ人間ドックとがありますが、こくほ人間ドックは昨年度より健診内容を削り、年齢条件などを緩和して、定員300名から400名に増やしましたが、6月25日時点で、本年度のこくほ人間ドックは定員になったと聞いております。市政執行方針の中の国民健康保険では、被保険者の健康増進のため、特定健診及び特定保健指導を行うとともに、こくほ人間ドックなどの健診も積極的に進め、医療費の抑制を図りますとありますが、国民健康保険の被保険者みずから健康増進のため、こくほ人間ドックを申し込んでも、定員のため特定健診しか受けられない状況は、こくほ人間ドックの内容、条件等をもう一度検証しなければならないと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

国民健康保険の被保険者が全員受けることは、厳しい財政運営を考えると難しいとは思いますが、市民みずから健康管理に関心を持ち、生活習慣病の予防や病気の早期発見、早期治療ができるように健康診断や保健指導など、受けやすい体制づくりを進めることが医療費の抑制につながると思われます。

平成24年度末の特定健康診査等の達成状況により、国の示す実施基準を下回った場合は、国保税の増税にもつながりますが、今後、国の示す実施基準を達成するための取り組みと現況をお聞かせください。

3つ目に、私は札幌市役所本庁舎9,050本の蛍光管をLED化したことを聞き、視察してきました。札幌市役所では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、本庁舎の蛍光灯をLED化することを上田市長のトップダウンにより、平成21年第2回臨時市議会において緊急経済雇用対策の補正を組み、環境に優しい社会の実現を目指し決定しました。

本庁舎の照明器具はそのまま使い、LED蛍光管が使用できるように器具を改修していました。LED蛍光管は消費電力が24ワット以下と20ワットの2種類、また交流・直流変換機が内蔵タイプと別置きタイプのものを指定し、4種類を使用していました。予算は9,050本で約1億円の工事費込みを見込んでいましたが、入札で7,000万円の工事費込みで落札されました。

LED蛍光灯には、JISやPSE規格がないために、独自の仕様書をつくり、生産物賠償責任保険に加入し設置しましたが一部ふぐあいもあり、2,550本を交換した後は特に問題もなく使用しております。電力は40%から50%も削減され、電気代、年間約700万円から800万円が削減されたそうです。また、1日30本から40本の蛍光管の交換作業がなくなり、今年度の予算要求もありません。実際に本庁舎を見せていただきましたが、廊下は若干暗く感じましたが、事務室は違和感もなく蛍光灯との区別もつきませんでした。

LEDの利点は、LED蛍光灯で40%から50%、大型LEDの照明では約90%の電力量削減、CO₂削減があり、LED蛍光管の寿命は4万時間と長く、蛍光灯の3倍であります。紫外線が出ないので虫も寄りにくく、素材もポリカーボネートを使い、割れにくい素材で水銀ガス等の有害物質も使っていないので安全です。

本市は、平成17年の京都議定書の発効を背景に、地球温暖化対策推進に関する法律に基づき、政府が定める京都議定書目標達成計画に則した地方公共団体の温室効果ガス排出抑制に関する実行計画を平成18年に策定し、平成19年より施行しています。平成20年には、土別市地域新エネルギービジョン策定報告書を作成し、また平成21年から土別市新エネルギー導入促進支援事業も行っております。

土別市総合計画でも、公共施設などの改修時などにおいて省エネルギー化につながる改修や空調設備などの適切な更新を行うなど、省エネルギー化を進めてまいりますとあります。札幌市のようなトップダウン、もしくは市民や市職員からのボトムアップで、本市でも環境に対する施策はできないものでしょうか。また、土別市新エネルギー導入促進支援事業で、現在住宅用太陽光発電システムモニター助成事業と木質バイオマス燃料ストーブ導入モニター助成事業に対してはありますが、LEDのような省エネルギーに対する助成事業を考えてはいかがでしょうか。

4つ目に、公園管理についてですが、土別市都市計画マスタープランの中で、都市計画公園23カ所、都市計画緑地4カ所が計画整備されており、また良好な公園、緑地の環境を維持するため、市民と行政が協力した適切な公園、緑地の維持管理に取り組みますとありますが、草が伸びていて使えない、草刈り後の草の始末が悪いなどの声を聞きますが、公園の維持管理はどのようなになっているのか、現況をお聞かせください。

私は、公園の維持管理は自治会単位で行えることが望ましいと考えております。維持管理を自治体に依頼し、管理費を自治会に支払い、みずから行えば、自治会の活動などに使うこともできます。最近は少子・高齢化、核家族化などの影響で自治会の構成も自治会ごと違いますので一概には言えませんが、自治会でできなければ、自治会から維持管理を委託したほうが住民要望にこたえられるのではないのでしょうか。新たなまちづくりとして、市民と行政がそれぞれ分担しながら、活力ある地域社会をつくるために、市民協働のまちづくり推進事業とあわせて検討してみたいかがでしょうか。

5つ目に、土別市立病院について、6月定例会の後に吉川病院長が来年退職するお話を聞き、今後の土別の医療体制はどうなるのか不安を感じております。市民の命を守る、健康を守ることは、行政にとって最も重要な責務であり、まさにこの市立病院の問題は、行政のあり方を問うものです。そして、この街の未来を問うものともなっているとも言えます。市立病院を守るために医師の確保、看護師の確保、そのためには何をすべきなのか、吉川病院長がお話しされたように、医師の住みやすい環境づくり、働きやすい環境づくり、医師を守る環境をつくることが必要だと思います。行政だけで医師を確保できる状況ではないのではありませんか。市民全員が医師の確保のために土別市出身の医師や知り合いの医師などの情報提供、紹介をもらうことが必要ではありませんか。

留萌では、留萌がんばるかいがあります。留萌がんばるかいは、留萌市民が立ち上がり、市民の目線で活動して一定の成果を出しています。活動は看護師を目指す生徒を対象に病院ツアーを開催し、病院を紹介する広報紙「留萌すごいぞ！」特集市立病院編をつくり、周辺市町村1万3,000世帯に配布、病院スタッフと患者の両方を引きつけようと語りかけています。看護師を志望する留萌高校の生徒たちに市立病院をPRすることで、病院への問い合わせが例年より多く来ています。

また、研修医、薬剤師も1人ずつ内定が決まっています。市立病院は、医師の対応が悪いといったクレームばかりだった患者が応援に変わってきたと喜び、広報紙で紹介した医師を患者が指名するなど、患者との距離も縮まってきています。土別市立病院も行政と市民が力を合わせて応援しなければいけない時期に来ていると思いますが、市長のお考えをお伺いし、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） ここであらかじめ会議時間の延長をいたします。

牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から省エネ対策について答弁申し上げ、市立病院の医師確保に関する御質問については相山副市長から、国民健康保険については市民部長から、少子化問題については保健福祉部長から、公園管理については建設水道部長からそれぞれ答弁申し上げます。

まず、省エネルギー対策の取り組みについての御質問にお答え申し上げます。

本市における地球温暖化防止としての省エネルギー対策は、土別地球温暖化対策職員実行計

画を平成19年3月に策定し、その中で年次目標を設定し、事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に努めているところでございます。特に、CO₂削減の効果的な方法の一つとして、LED照明への置きかえがあり、十河議員のお話にありますように電力量の削減、CO₂削減に効果的であり、使用可能な寿命も長く、使用後の廃棄物としての取り扱いについても有害性が低く、処分費用の軽減にもなるものと認識をしているところであります。

また、公共施設への設置につきましては、北部団地の散策路街灯に28台を設置しており、現在建設中の朝日地域交流センターにおきましても、電球型のLED照明を134台、LED誘導灯10台の導入を予定しているところであります。しかしながら、本庁舎を含め、他の公共施設では、従来型の蛍光灯が多く使用されており、これに対応します直管型のLED蛍光灯につきましては、現在JIS規格などの基準の統一がなされていないため、照度のむらや製品の保証、安全性について課題があるとの指摘があるところであります。

そこで、公共施設の導入に向けましては、LED電球と比べまだ製品価格が低価していないことなどとの課題もありますことから、今後、製品情報や設置事例等を調査する中で検討していきたいと考えております。そこでまずは、一部事務所等部分的な置きかえを新年度の温室効果ガス削減推進事業として性能実施を含め検討、検証を行い、公共施設への導入を図ってまいりたいと存じます。

また、LED照明などの省エネルギー機器への助成事業についてのお尋ねであります。広く一般家庭や事業所を対象とした省エネルギー機器の助成につきましては、家電エコポイント、住宅エコポイント等、国において各種の事業が実施されているところでもありますことから、公共施設や街路灯などの導入も踏まえた上で、市単独の助成事業の有効性について調査・研究するとともに、市民、事業所に向けて省エネルギー機器普及の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から市立病院における医師及び看護師にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

市立病院の医師数につきましては、平成14年の28名をピークに急激に減少をし、平成20年7月には13名となり、看護師におきましても医師の減少にほぼ歩調を合わせて減少いたしたところであります。これららの影響から収益の確保がままならず、経営自体も悪化の一途をたどり、今日的に極めて厳しい経営環境に至ったところであります。このため、市立病院の経営を立て直すには、医師及び看護師確保が極めて重要であることから、平成20年10月に病院のみならず、全庁挙げてその確保に取り組むこととし、副市長を本部長に、医師・看護師確保対策プロジェクトチームを立ち上げ、確保対策に取り組んできたところであります。

そこで、この対策の一つとして、市民から、医師・看護師確保につながる情報を集めることとして、広報しべつを活用し、折り込みチラシを全戸配布するとともに、二度にわたって封書

による情報提供を求めたところであります。この結果、看護師については2名の確保ができましたが、医師につきましては、残念ながら確保には至りませんでした。また、留萌で実施していた看護学生の病院訪問については、これを参考に2回実施するとともに、地元高校生を中心に看護師に関心を持っていただく1日看護体験についても行ってきたところであります。

このほかにも、市民に病院に対する関心や親しみをを持っていただくために、今年も今月4日に行ったところでありますが、12回目を数える病院フェスタの開催や自治会各種団体及び公民館主催の会議にも、病院出前講座として積極的に参加する中で、健康や医療に関する話のほかには病院の実情についてもお話しする機会を設けていただくとともに、病院受け付けにおける患者の案内や介助をする病院ボランティア、図書ボランティア、更には病院の花壇等を整備するボランティアなどを募集するなどして、市民の皆さんに交流や御協力をいただいているところであり、ひいては医師や看護師確保に関しての情報が得られればと考えております。

ただ、これらにつきましては、基本的には病院や市といった行政側から市民の皆さんに働きかけをしているものであります。しかしながら、十河議員のお話にありますように、留萌がんばるかいを例に行政からではなく、市民の皆さんから病院を守る機運が一層高まることとなれば、病院にとっては大変心強いものであります。

例えば、新たに医師を確保することは重要であります。しかしながら、これと同じく今いる医師が市立病院に残っていただくことも、これまた重要なことでもあります。このため、医師の過重勤務の抑制を図るため、これまでもコンビニ受診の抑制や内科の時間外診療の自粛について、市民の皆さんにお願いをしまいましたが、これが行政からの働きかけではなく、市民からこういったことを守る機運が出てくるなら、より一層の効果が発揮されるものと考えております。

市民の中には、病院のサポーター的な役割を担うことに賛同する方もいると聞き及んでおりますので、市民運動としてこうした方々のお力添いをいただく中で、医師や看護師の確保が図れるよう、今後調整を進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私からこくほ人間ドックの健診内容と定員数についてお答えいたします。

初めに、士別市国民健康保険におきまして、現在助成を行っているこくほ人間ドックは、医療保険者に義務づけられております特定健康診査の検査項目に胃バリウム、心電図、胸部エックス線、腹部超音波検査などの各種がん検診等を加え、40歳以上の非保険者を対象に年間400人を定員として士別市成人病健診センター及び鍋島医院において実施しているところであります。

こくほ人間ドックは、平成3年度から実施いたしており、当初は40歳から5歳刻みの節目健診からスタートし、その後、年齢要件を40歳から64歳に、定員も250人から400人へと段階的に

拡大してまいりましたが、18年度、定員400人に対し受診者数が392人、19年度が373人、20年度が370人と徐々に定員を下回る傾向となっております。また、20年4月からは、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、特定健康診査の実施が保険者に義務づけられたため、こくほ人間ドックのあり方について財源を含め検討し、限られた予算の中において、特定健康診査の受診率を引き上げつつ、これまでのこくほ人間ドックの健診内容と定員数を維持していくことは容易でないことから、21年度は定員を100人減じて300人として実施をいたした経過があります。

今年度は、一人でも多くの被保険者にこくほ人間ドックの機会を提供するため、従来実施していた人間ドックの一部を見直し、単体の検査では精密検査や保健指導へつながらない検査項目を削減することにより、健診単価を引き下げることが可能となりました。この削減された健診費用を受診者拡大の財源として定員を400人に戻し、これまで64歳を上限としていた年齢要件も74歳に拡大して実施したところ、受診案内から1カ月程度で定員となりましたが、これは年齢要件の引き上げが大きな要因ととらえているところであります。

十河議員のお話のとおり、今、国保会計は大変厳しい財政状況にあることから、年齢要件を満たすすべての被保険者に人間ドックを提供することはできないところですが、がん検診に相当する項目がないという理由から、特定健康診査を敬遠される方が多いという実態にあります。

しかしながら、本市は本健診が生活習慣病を未然に防ぐために重要であることから、動脈硬化の危険因子である内臓脂肪の蓄積度や血管の傷みぐあい、脂質異常、糖尿病のほか、腎機能評価のために独自の検査項目を組み入れ、医師が必要と判断した場合は、心電図、眼底検査、貧血検査なども実施しており、自己負担額を徴収している市町村がある中、国が定める基準以上の検査を無料で実施しております。また、特定健診のほか、市が実施している各種がん検診を受診する場合は自己負担額の一部助成を実施しており、こくほ人間ドックにより近い検診内容で、併用検査も進めているところであります。被保険者に対する保健予防事業の充実は、ますます重要なことと認識しており、限られた財源をより有効かつ公平に健診を提供できるよう今後の経営状況を勘案しながら、健診内容や条件等を検討してまいりたいと考えております。

次に、特定健康診査等の国保財政への影響についてであります。国はこの特定健康診査を実施するに当たり、市町村国保における24年度の健診実施率を65%、保健指導率を45%及び内臓脂肪症候群の該当者等の減少率を10%とする参酌標準値を示しており、到達度に応じて25年度に支出する後期高齢者支援金を最大10%の範囲内において加算または減算する措置を示しております。

本市の特定健康診査等の実施状況であります。特定健診実施率は、20年度が対象者4,847人に対し受診者1,614人で33.3%、21年度は対象者4,734人に対し受診者1,666人で35.2%、また特定保健指導実施率は、20年度が対象者209人に対し終了者126人で60.3%、21年度は対象者195人に対し終了者177人で90.8%となっているところであります。

仮に、この措置が実施されますと、本年度予算における後期高齢者支援金の歳出予算額が2億9,520万3,000円であることから、10%相当額は約3,000万円となり、参酌標準値に到達した場合は減算が適用されて約2億6,500万円に、また未達の場合は加算が適用されることによって支出額が約3億2,500万円と、その差が6,000万円になるというものであります。

このため、人間ドックの有効性を認識しながらも、国保財政が厳しい市町村国保におきましては、増税につながらないよう後期高齢者支援金の加算適用を回避するため、人間ドックを廃止し、健診事業の財源を特定健康診査へ移行した保険者は少なくありません。北海道の都市部におきまして、20年度の特健康診査の義務化により、従来国保が実施してきた人間ドックを廃止した市も数多く、現在、国民健康保険事業特別会計において人間ドックを実施しているのは、本市を含め15市となっております。このようなことから、後期高齢者支援金の加算並びに減算措置については、北海道市長会を含め全国市長会が国に対して撤廃を要望してきております。

厚生労働省は、25年度におけるペナルティー措置の実施はしないという方針を示しましたが、今後、新しい制度の向けての検討項目とする情報もありますことから、これまでどおり引き続き実施率の向上に努めながら、被保険者の健康増進を図ってまいりたいと考えております。この実施基準達成のために、本年度は未受診者対策として前年度の自治会別健診受診率結果に基づき目標受診率の未到達度に応じて重点地区を設定し、地区の地域活動を活用しながら受診勧奨を行っているほか、健診結果については、必要に応じて診療報酬明細書との突き合わせを行った上で保健指導を実施するなど、指導内容の充実を図っております。

現在、国においては、昨年11月に高齢者医療制度改革会議を設置し、新たな高齢者医療制度のあり方について地方公聴会を開催するなど、高齢者を初めとする国民からの意見を踏まえての検討を進めしていると聞いており、25年度には後期高齢者医療制度の廃止を含む制度の見直しが予定されておりますことから、この制度改革の議論を注視してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から安心して子供を産むための対策についてお答えいたします。

本市での分娩の対応につきましては、さきの菅原議員の御質問にお答えいたしましたように、市立病院においても全国的な医師不足等の影響を受け、現在産科の医療施設はないところとなっております。こうしたことから、年間約130人の本市の妊婦の方につきましては、名寄市立総合病院、あるいは旭川市内の産科医院、更には里帰りによる道内外の医療機関で出産している状況となっております。

このように妊婦の方にとりましては、地元で出産できる医療機関がないということは、急な出産時の兆候であります陣痛や破水、腹痛、出血など、緊急的な対応が必要な場合、その出産

の不安は極めて大きなものと考えられます。このため、こうした対応策として現在、土別消防署においては、産科の救急患者が発生し、救急車でなければ搬送が困難な場合、名寄市立総合病院及び旭川市内の医療機関等、かかりつけ医などへの救急搬送により対応いたしていることを伺っております。

そこで、こうした救急搬送の事態を見据え、妊婦の各種情報を消防署に事前登録するシステムの導入についてであります。緊急時の妊婦の方は、夫の出張等家族の方が不在の場合はみずから救急への対応を行わなければならないことも想定され、心身の状態が不安定な状況の中、正確な情報を伝達できないことが懸念されるところであります。このため、十河議員御提言の救急搬送を行う消防署は、妊婦の氏名、住所、出産予定日や受診医療機関、担当医など、各種の情報を事前に把握していることは、出産を控えた妊婦の不安解消の観点からも、極めて重要な取り組みであると考えております。

したがいまして、今後、美幌町や厚沢部町など、既に妊婦エントリーネット119として制度を実施している自治体の取り組み方法などについて調査するとともに、妊婦の母子手帳を交付する保健福祉センターと消防署において十分協議、連携を図りながら、安心して子供を産む取り組みとしての妊婦情報登録システムの導入について検討いたしてまいります。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から公園管理についての御質問にお答えいたします。

現在、本市が管理する公園は、街区公園が21カ所、総合公園及び運動公園が各1カ所の合計23カ所、都市緑地が4カ所となっております。

十河議員お尋ねの公園維持管理の状況についてであります。土別市シルバー人材センターと業務委託契約を結んでおり、その業務内容につきましては、草刈りのほかトイレ清掃、砂場の衛生管理、枯れ葉の清掃、ごみ処理等となっております。

御指摘の草刈りににつきましては、各公園ごとに年4回の実施予定とし、草刈り後の片づけ処理は行わないことで委託料を算出していることもあり、枯れ枝等の除去以外については、実施していない現状であります。限られた予算の中での管理であります。良好な利用状態を維持するため、公園ごとに具体的作業計画を立てての管理に努めており、草刈り作業に当たっては、既存樹木や施設を傷めないよう、あるいは利用者の安全確保にも十分配慮して実施しているところであります。

また、公園管理を自治会単位で委託することができないかとのお話でございますが、市民協働のまちづくりの観点からは、十分検討すべき点多いものと存じます。しかしながら、シルバー人材センターがその就業を通して高齢者の生きがい対策、あるいは健康保持、社会参加の促進を設立目的としており、管理業務に至った今日までの経過もありますことから、直ちに委託業務を中止することにつきましては、問題点も数多くありますので、慎重な対応が必要なものと存じます。

なお、今後におきましても、利用者の皆様や地域の方々からの御意見等に耳を傾け、そういった声や思いを大切にされた公園管理に十分意を配し、市民の憩いの場として親しまれるような公園整備に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして御答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時57分散会）